

# 宇治市第3次ごみ処理基本計画

宇 治 市



# 目次

<b>第1章 計画改定の概要</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画改定の趣旨.....	1
第2節 計画目標年次.....	1
第3節 計画の位置づけ及び性格 .....	1
<b>第2章 地域概況</b> .....	<b>3</b>
第1節 市勢概要 .....	3
1. 位置.....	3
2. 歴史.....	3
第2節 人口.....	4
第3節 産業.....	6
1. 産業全般.....	6
2. 事業所 .....	7
3. 農業.....	8
4. 商業.....	8
5. 工業.....	9
第4節 観光.....	9

<b>第 3 章</b>	<b>ごみ処理の現状と課題</b>	<b>10</b>
<b>第 1 節</b>	<b>清掃事業の変遷</b>	<b>10</b>
<b>第 2 節</b>	<b>収集処理量の実績と性状</b>	<b>12</b>
1 .	ごみ処理の流れ	12
2 .	ごみ発生量の実績	14
3 .	ごみの性状	16
<b>第 3 節</b>	<b>ごみ収集処理体制</b>	<b>18</b>
1 .	収集運搬	18
2 .	中間処理	20
3 .	最終処分	24
<b>第 4 節</b>	<b>ごみ収集運搬処理処分経費</b>	<b>27</b>
1 .	ごみ収集運搬処理処分経費の推移	27
<b>第 5 節</b>	<b>第 2 次計画の目標の達成状況</b>	<b>28</b>
<b>第 6 節</b>	<b>他都市との比較</b>	<b>30</b>
1 .	国及び京都府との比較	30
2 .	システム分析による類似都市との比較（平成 28 年度実績）	33
<b>第 7 節</b>	<b>城南衛生管理組合及び構成市町の状況</b>	<b>36</b>
1 .	城南衛生管理組合	36
2 .	構成市町の状況	37
<b>第 8 節</b>	<b>一般財団法人宇治廃棄物処理公社の状況</b>	<b>38</b>
1 .	一般財団法人宇治廃棄物処理公社の概要	38
2 .	搬入実績	39
<b>第 9 節</b>	<b>ごみ処理における今後の課題</b>	<b>40</b>
1 .	ごみの減量化に関する課題	40
2 .	サービスの提供に関する課題	40
3 .	適正処理に関する課題	41
4 .	財政に関する課題	41

<b>第4章 計画の基本的事項（計画フレーム）の検討</b> .....	<b>42</b>
<b>第1節 ごみ排出量の予測手順</b> .....	<b>42</b>
<b>第2節 処理人口の推計</b> .....	<b>43</b>
1．人口の推移 .....	43
2．人口の推計 .....	43
<b>第3節 ごみ排出量及び処理量の推計</b> .....	<b>44</b>
1．家庭系ごみ原単位の推計（集団回収を含む） .....	44
2．事業系ごみ原単位の推計 .....	45
3．種類別・処理先別ごみ量の推計 .....	46

<b>第5章 基本計画</b> .....	<b>52</b>
<b>第1節 基本方針</b> .....	<b>52</b>
1. 基本理念.....	52
2. 3つの基本方針 .....	52
3. 市民、事業者、行政の責務 .....	53
<b>第2節 ごみ減量化目標</b> .....	<b>54</b>
1. 目標の設定年度 .....	54
2. ごみ減量化目標値の設定 .....	54
<b>第3節 行動計画</b> .....	<b>56</b>
1. 市民.....	56
2. 事業者 .....	57
3. 行政.....	58
<b>第4節 SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について</b> .....	<b>60</b>
1. SDGs（エス・ディー・ジーズ）Sustainable Development Goals（接続可能な開発目標） .....	60
2. 国際社会（国連としての位置づけ） .....	60
3. SDGs主要課題におけるG20議長国日本のリーダーシップ .....	61
4. SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について .....	62
<b>第5節 収集・運搬計画</b> .....	<b>63</b>
1. 収集運搬の主体 .....	63
2. 分別区分及び収集方法等 .....	63
<b>第6節 中間処理計画</b> .....	<b>64</b>
1. 中間処理施設.....	64
2. 施設の概要 .....	64
<b>第7節 最終処分計画</b> .....	<b>65</b>
1. 最終処分施設.....	65
<b>資料 用語説明</b> .....	<b>66</b>

# 第 1 章 計画改定の概要

## 第 1 節 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第 6 条の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としています。

宇治市では、2008 年(平成 20 年)度に 2018 年(平成 30 年)度を目標年次とした「第 2 次ごみ処理基本計画」(以下、「第 2 次計画」という。)を策定し、ごみの減量化や適正処理等に関する様々な取り組みを進めてきました。この間、指定ごみ袋制度の実施、プラマーク分別収集の開始、環境教育の充実、また福祉部門と連携して、ごみ出しが困難な世帯を戸別訪問してごみ収集を行うふれあい収集の開始等を行ってきました。

こうした状況を踏まえ、ごみ処理に関する今日的課題や市民ニーズに的確に対応するため、改定時期を迎えたごみ処理基本計画の改定を行うこととしました。

## 第 2 節 計画目標年次

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 28 年 9 月 15 日付環廃対発第 1609152 号)では、目標年次は原則として計画策定時より 10～15 年程度としています。

本計画の計画期間は、2019 年(令和元年)度から概ね 10 年間とし、2028 年(令和 10 年)のごみの減量化に関する目標値を設定し、取り組みを推進します。

また、本計画は、策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

## 第 3 節 計画の位置づけ及び性格

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画であり、同法のほか、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、各種リサイクル法などの法制度(図 1-3-1 参照)に基づき、ごみの減量化や適正処理を推進するための基本方針や施策の方向性を示すものです。

また、本計画は、「宇治市第 5 次総合計画」の部門別計画として位置づけられ(図 1-3-2 参照)、本市における廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものです。

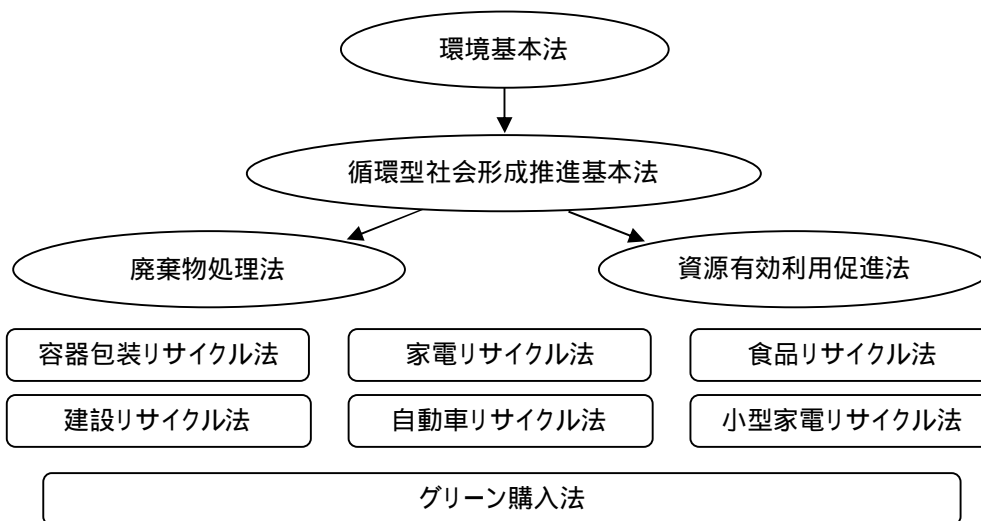


図 1 - 3 - 1 循環型社会形成に向けた法制度

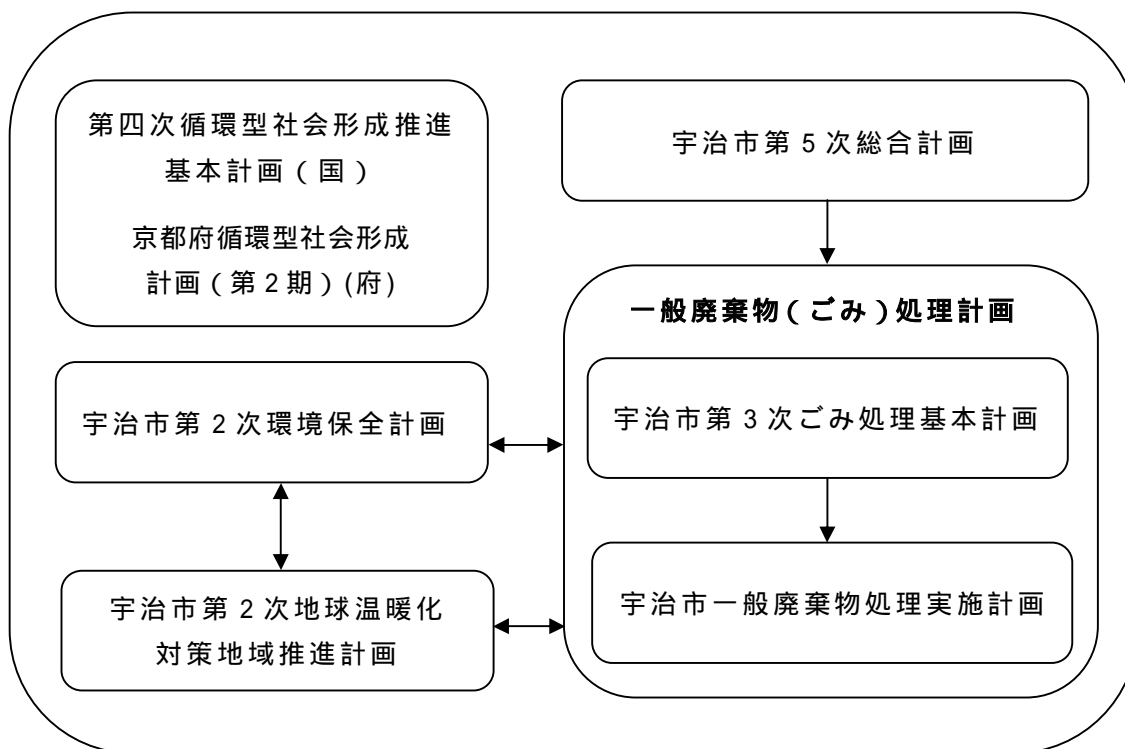


図 1 - 3 - 2 ごみ処理基本計画の位置づけ

(参考) 本報告書における数値の扱いについて

本報告書の表中などの数値については、端数処理の関係でそれぞれの数値と合計の値が合わない場合があります。



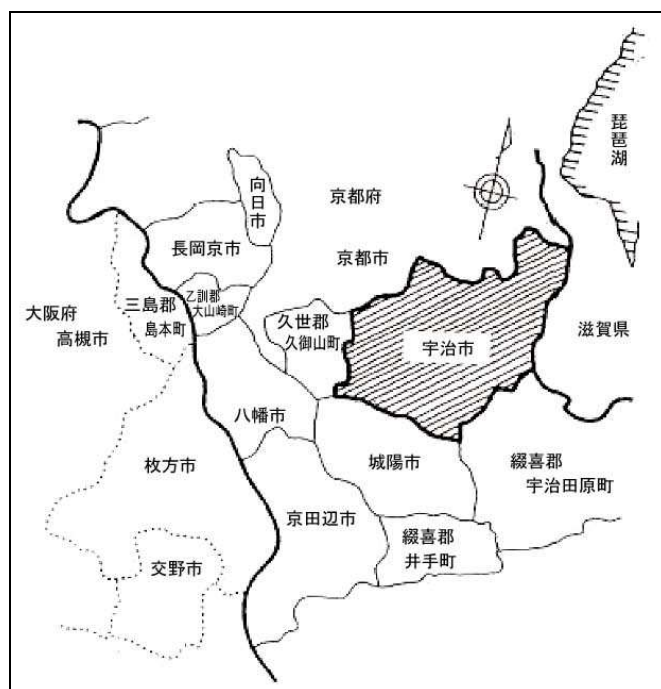
## 第 2 章 地域概況

### 第 1 節 市勢概要

#### 1. 位置

本市は、**図 2 - 1 - 1** に示すように、京都盆地の南東部に位置し、北は京都市、東は滋賀県大津市、西は久御山町、南は城陽市、宇治田原町に囲まれています。面積は 67.54km<sup>2</sup>、その広がり東西に 10km、南北に 10.7km となっています。

市域は、東部に山麓丘陵地、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっており、市中央部を宇治川が南北に縦断しています。



出典：宇治市の環境

**図 2 - 1 - 1 本市の位置**

#### 2. 歴史

京都と奈良の間に位置した本市は、646 年（大化 2 年）に宇治橋が架けられ、古くから交通の要衝として発展してきました。

平安時代には、貴族の別荘の地として栄え、この頃、藤原頼通が建立した平等院や、現存する最古の神社建築である宇治上神社は、1994 年（平成 6 年）にともに世界遺産に登録され、今日に至るまで、多くの観光客を迎えています。

一方、本市は、室町時代以降茶の産地として名声を馳せ、「宇治茶」は高級日本茶の代名詞とされています。

明治以降、鉄道の敷設や巨椋池の干拓事業等によって、現在の本市の骨格が形成され、1951 年（昭和 26 年）3 月 1 日に当時の東宇治町、宇治町、槇島村、小倉村、大久保村の 2 町 3 村が合併して人口約 3 万 8 千人の宇治市が誕生し、高度経済成長期の人口急増期を経て、今日では人口約 19 万人を擁する京都府内第 2 の都市となっています。

## 第 2 節 人口

本市における平成 10 年度以降の人口の推移を表 2 - 2 - 1 及び図 2 - 2 - 1 に示します。

この 10 年間で見ると、人口増加傾向から微増・横ばいを経て、減少傾向へ変化していますが、逆に高齢化率は徐々に上昇しています。

表 2 - 2 - 1 人口の推移

(単位:人)

年次		平成10	15	20	25	26	27	28	29
人口	総数	190,150	190,511	193,013	191,964	190,967	189,798	188,831	188,041
	高齢化率(%)	12.46	15.79	19.90	24.32	25.55	26.55	27.39	28.01

注: 高齢化率は、平成20年までは住民基本台帳、平成25年からは住民登録数(住民基本台帳+外国人登録)の10月1日現在より作成(各年)

資料: 宇治市統計書(各年)及び住民登録数(平成29年10月1日現在)より作成

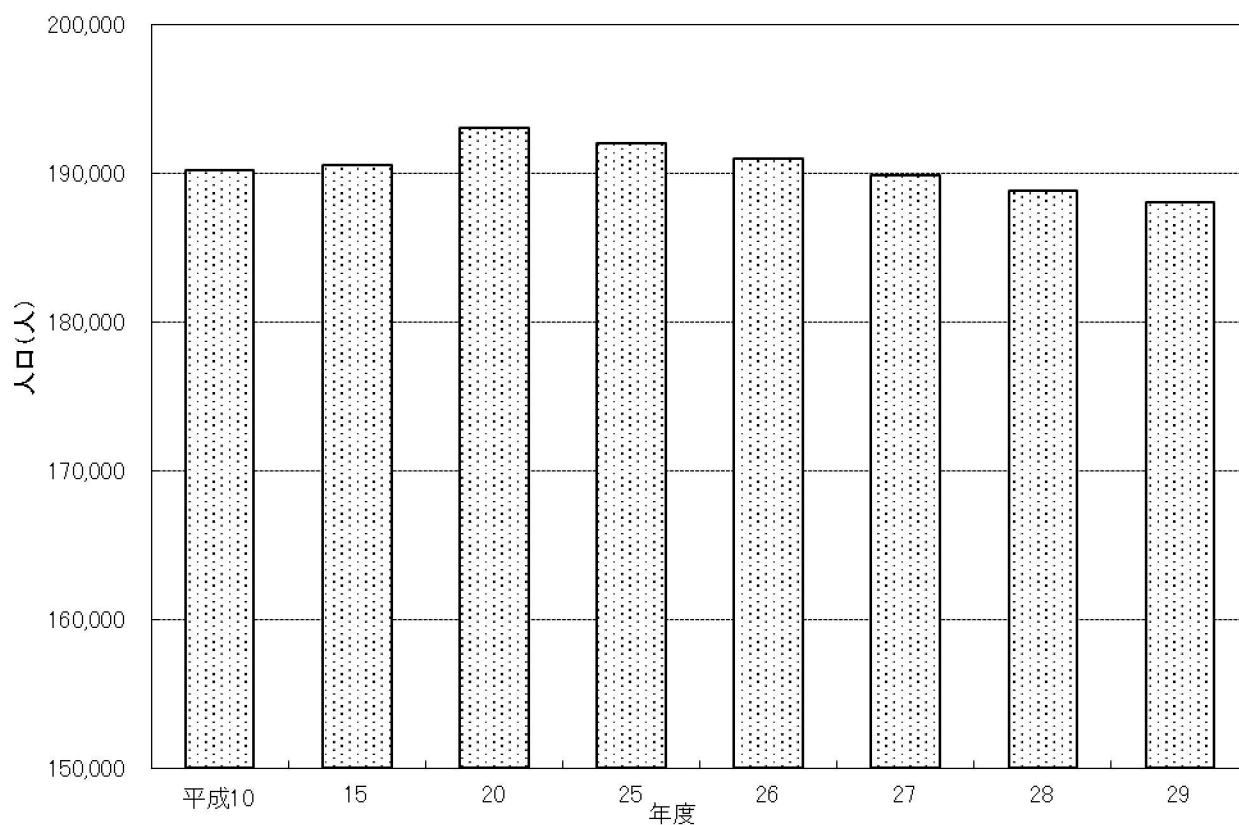


図 2 - 2 - 1 人口の推移

平成 29 年度における人口の分布は、表 2 - 2 - 2 に示すとおりです。

表 2 - 2 - 2 人口の分布

項目 地区	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
<b>全体</b>	<b>83,122</b>	<b>188,041</b>	<b>67.54</b>	<b>2,784</b>
六地藏	1,260	2,726	0.290	9,400
木幡	12,807	30,954	4.748	6,519
平尾台	714	1,885	0.225	8,378
五ヶ庄	7,333	16,584	4.756	3,487
菟道	3,977	9,114	5.356	1,702
羽戸山	661	1,532	0.209	7,330
志津川	113	246	3.347	73
炭山	127	309	4.253	73
二尾	20	41	2.761	15
池尾	5	9	5.073	2
東笠取	24	44	2.965	15
西笠取	70	125	5.776	22
明星町	950	2,349	0.199	11,804
宇治	9,510	21,555	5.751	3,748
琵琶台	599	1,443	0.149	9,685
折居台	754	1,861	0.254	7,327
天神台	361	842	0.076	11,079
白川	641	868	3.678	236
神明	2,600	6,077	0.592	10,265
羽拍子町	856	1,711	0.141	12,135
南陵町	929	2,056	0.223	9,220
槇島町	6,939	15,086	7.087	2,129
小倉町	9,339	19,756	2.428	8,137
伊勢田町	7,239	16,690	2.337	7,142
安田町	89	210	0.234	897
開町	964	2,364	0.161	14,683
広野町	8,263	19,249	3.110	6,189
寺山台	355	955	0.095	10,053
大久保町	5,623	11,400	1.269	8,983

資料：住民登録人口(平成29年10月1日現在)及び平成29年宇治市統計書より作成

### 第3節 産業

#### 1. 産業全般

本市における産業別就業者数の推移を表2-3-1に示します。

平成7年の産業別就業者総数が90,318人であったのに対し、平成27年の産業別就業者総数は81,764人となっており、20年間で8,554人の減少となっています。

平成27年の割合は、第1次0.7%、第2次23.6%、第3次67.7%となっています。

表2-3-1 産業別就業者数の推移

(単位:人)

区分	年次			新区分	年次	
	7年	12年	17年		22年	27年
総数	90,318	90,685	86,825	総数	84,684	81,764
第1次産業						
農業	619	533	525	農業	486	564
林業	2	3	5	林業	9	10
漁業	-	1	3	漁業	1	-
小計	621	537	533	小計	496	574
第2次産業						
鉱業	44	44	27	鉱業、採石業、砂利採取業	13	15
建設業	7,124	7,036	6,199	建設業	4,972	4,645
製造業	22,840	21,434	17,993	製造業	15,347	14,632
小計	30,008	28,514	24,219	小計	20,332	19,292
第3次産業						
電気・ガス・熱供給・水道業	544	447	409	電気・ガス・熱供給・水道業	376	355
運輸・通信	5,478	5,814	5,734	情報通信業	1,390	1,442
				運輸業、郵便業	4,273	3,943
金融・保険業	3,316	2,651	2,121	金融業、保険業	1,945	1,811
不動産業	889	1,162	1,260	不動産業、物品賃貸業	1,421	1,489
サービス業	44,647	46,156	45,947	卸売・小売業	13,981	13,025
				学術研究、専門・技術サービス業	2,456	2,370
				宿泊業、飲食サービス業	4,028	4,041
				生活関連サービス業、娯楽業	3,012	2,973
				教育、学習支援業	4,753	4,689
				医療、福祉	9,528	10,747
				複合サービス事業	285	423
サービス業(他に分類されないもの)	4,240	4,099				
公務	4,413	4,394	4,089	公務(他に分類されないものを除く)	3,850	3,947
小計	59,287	60,624	59,560	小計	55,538	55,354
分類不能	402	1,010	2,513	分類不能	8,318	6,544

注1:各年10月1日現在「-」…該当数字なし

注2:推移の経過を明確にするため、平成7年～平成17年の区分を変更している。

出典:平成21年及び平成29年宇治市統計書

## 2. 事業所

平成26年7月1日現在における本市の産業別・従業者規模別事業所数を表2-3-2に示します。

第3次産業の事業所は全事業所の78.9%を占めています。また、規模別に見ると、従業者1~4人の事業所が37.1%、ついで従業者0人の事業所が31.7%となっています。

表2-3-2 産業別・従業者規模別事業所数

(単位:事業所)

区分	総数	0人	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30人以上
第1次産業							
農林漁業	6	-	3	1	1	-	1
第2次産業							
鉱業、採石業、砂利採取業	1	-	-	1	-	-	-
建設業	534	192	226	67	35	11	3
製造業	672	136	244	113	68	39	72
小計	1,207	328	470	181	103	50	75
第3次産業							
電気・ガス・熱供給・水道業	4	-	-	1	2	1	-
情報通信業	38	14	11	8	2	1	2
運輸業、郵便業	74	11	11	10	19	3	20
卸売業、小売業	1,283	376	510	172	116	46	63
金融業、保険業	77	12	24	5	18	14	4
不動産業、物品賃貸業	389	198	157	23	6	4	1
学術研究、専門・技術サービス業	189	75	81	21	10	1	1
宿泊業、飲食サービス業	715	275	233	94	65	26	22
生活関連サービス業、娯楽業	602	242	237	72	25	16	10
教育、学習支援業	291	132	64	45	27	10	13
医療、福祉	543	76	183	116	75	30	63
複合サービス事業	20	-	3	13	3	-	1
サービス業(他に分類されないもの)	312	84	145	34	23	6	20
小計	4,537	1,495	1,659	614	391	158	220
合計	5,750	1,823	2,132	796	495	208	296

注:平成26年7月1日現在 「-」…該当数字なし

出典:平成29年宇治市統計書

### 3. 農業

本市における農家戸数及び経営耕地面積の推移は、表2-3-3に示すように、農家戸数は減少傾向にあり、農家戸数の内訳をみると兼業農家が多く、専業農家はわずかになっています。このような状況の中で水稲や茶のほか、大消費地である大阪、京都に近いことから都市近郊型農業として野菜や花卉などの生産が行われています。

表2-3-3 農家戸数の推移

(単位:戸)

年次		平成7年	12年	17年	22年	27年
項目						
農家数	総数	551	278 (454)	246 (421)	214 (377)	169 (319)
	専業	109	69	73	63	56
	第1種兼業	77	35	48	37	15
	第2種兼業	365	174	125	114	98

注1:各年2月1日現在

注2:平成7年は経営耕地面積が10a未満、かつ年間販売金額が15万円未満の農家は対象外

注3:平成12年以降の農家数は販売農家(経営耕地面積30a以上、また農産物販売金額が50万以上)のみ

注4:( )内は総農家数

出典:平成21年及び平成29年宇治市統計書

### 4. 商業

本市における商業の推移は、表2-3-4に示すとおり、事業所数、従業者数及び年間商品販売額とも減少傾向が見られましたが、平成26年に増加に転じています。

表2-3-4 商業の推移

年次		平成11年 (H11.7.1現在)	14年 (H14.6.1現在)	16年 (H16.6.1現在)	19年 (H19.6.1現在)	24年 (H24.2.1現在)	26年 (H26.7.1現在)
項目							
事業所数 (店)	合計	1,884	1,756	1,710	1,529	925	981
	卸売業	248	269	280	235	147	162
	小売業	1,636	1,487	1,430	1,294	778	819
従業者数 (人)	合計	13,007	12,441	12,142	12,348	7,809	8,730
	卸売業	1,789	1,903	2,056	1,798	995	1,321
	小売業	11,218	10,538	10,086	10,550	6,814	7,409
年間商品販売額 (百万円)	総額	281,926	209,792	256,344	234,617	169,666	227,054
	卸売業	101,137	65,691	107,656	92,417	60,946	107,821
	小売業	180,789	144,101	148,689	142,200	108,720	119,232

注:事業所集計方法が変更となったため、平成19年までの数値と平成24年以降の数値は接続しない

出典:平成29年宇治市統計書

## 5. 工業

本市における工業の推移は表2-3-5に示すとおりであり、平成10年と平成26年を比較すると、事業所数で120事業所の減少、従業者数で3,514名の減少、製造品出荷額等で27,751,345万円の減少となっています。

表2-3-5 工業の推移

(単位:事業所、人、万円)

年次 項目	平成10年	15年	20年	25年	26年
事業所数	408	344	346	288	288
従業者数	13,387	10,238	10,284	9,960	9,873
製造品出荷額等	77,343,328	41,377,256	67,877,511	50,001,805	49,591,983

注1:各年12月31日現在

注2:従業員4人以上の事業所

出典:平成29年宇治市統計書

## 第4節 観光

本市における、主な観光施設・イベントにおける訪問者数の推移を表2-4-1に示します。

表2-4-1 主要観光地・イベント訪問者数の推移

(単位:千人)

年次 施設等名称	平成10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年
社寺・仏閣	1,546	1,506	2,080	1,099	2,351	2,579	2,379	2,488
博物館及び観光施設	147	211	379	151	216	228	200	205
大規模公園ほか	1,715	1,662	2,225	2,009	2,139	2,302	2,350	2,271
行事・祭事・イベント	547	656	879	689	496	489	658	546
宇治川さくらまつり	130	125	145	32	127	100	139	130
縣まつり	140	137	80	105	85	55	120	120
宇治川花火大会	190	220	220	210	-	-	-	-
その他	87	174	434	342	284	334	399	296
合計	3,955	4,035	5,563	3,948	5,202	5,598	5,587	5,510

資料:商工観光課

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

#### 第1節 清掃事業の変遷

本市における清掃事業の変遷を表3-1-1に示します。

表3-1-1 ごみ処理の沿革

昭和 26 頃	不定期収集の実施
29 7月 12月	汚物清掃法廃止、清掃法施行 宇治市清掃条例施行
31 1月	宇治天神に焼却場建設
38 4月	ごみの分別収集（もえるごみ・もえないごみ）実施
43 7月 8月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場（50t/8h）完成 宇治天神焼却場閉鎖 もえるごみの週1回曜日収集実施
46 9月 11月	清掃法廃止、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行 宇治市仙郷山粗大ごみ処分地開設
47 4月	宇治市清掃条例廃止、宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
48 6月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地開設
49 5月	宇治市金井戸埋立処分地開設
50 8月	古紙回収事業実施
51 7月	宇治市環境保全条例施行
52 7月 12月	財団法人宇治廃棄物処理公社設立 もえるごみの週2回（定点）収集実施
53 5月 6月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地閉鎖 財団法人宇治廃棄物処理公社仙郷山埋立処分地開設
54 7月	もえないごみの月2回（定点）収集実施
55 3月	宇治市金井戸埋立処分地閉鎖 城南衛生管理組合長谷山清掃工場（連続燃焼式焼却炉、200t/24h）改築工事完成
59 11月	筒型乾電池の週1回収集を実施
60 12月	年末特別収集開始
61 3月	城南衛生管理組合折居清掃工場（115t/24h×2炉）完成 城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設（100t/5h）完成
平成 2 4月	もえないごみの月3回（定点）収集実施
3 4月	資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」公布
4 8月 9月	城南衛生管理組合大阪湾センター（フェニックス）へ処分委託開始 宇治市ごみ減量化促進協議会設置規定を制定
6 4月 6月	もえないごみ週1回収集を実施 生ごみたい肥化容器購入費補助事業を実施
7 6月	宇治市ごみ処理基本計画を策定 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 「容器包装リサイクル法」公布 生ごみ堆肥化容器購入費補助事業の対象にボカシ容器を追加
8 6月	宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、全部改正 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
9 4月	容器包装リサイクル法本格施行、缶・びん・ペットボトル・紙パックの分別収集を開始
10 6月 11月	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」公布 宇治市廃棄物減量等推進審議会を設置



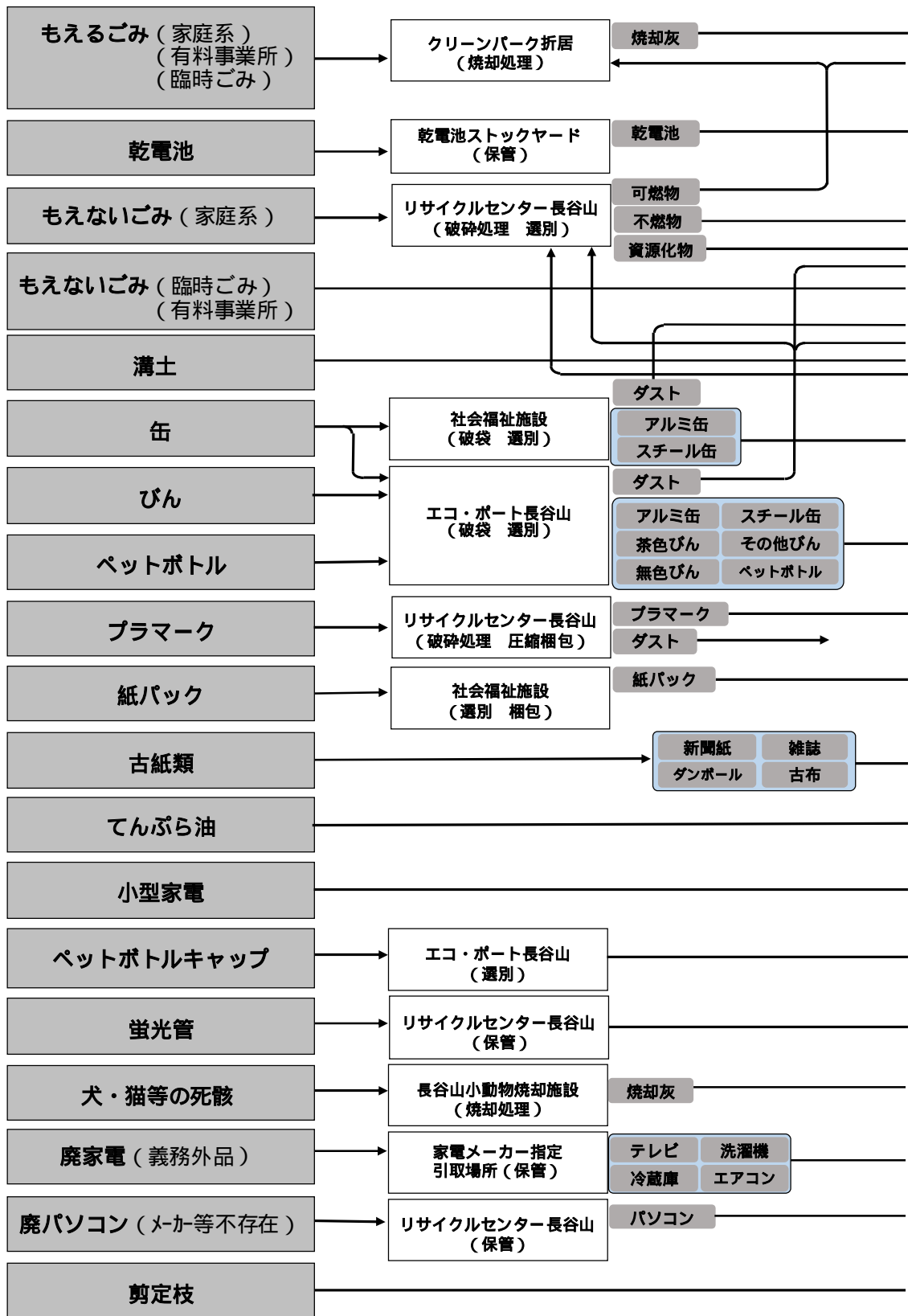
平成 11	1月 4月	城南衛生管理組合リサイクルプラザ(43t/5h) 運転開始 生ごみたい肥化容器購入費補助事業の対象に電気式容器を追加
12	5月 6月	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設リサイクル法」公布 国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律「グリーン購入法」公布 循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」公布
13	3月 4月	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山開設 発泡トレイ類分別収集開始、スプレー缶分別収集開始 家電リサイクル法本格施行、家電4品目の引取義務外品のみ収集実施
14	3月 7月	奥山埋立処分地の埋立て完了 使用済自動車の再資源化等に関する法律「自動車リサイクル法」公布
15	4月 10月	廃食油回収支援事業を実施 メーカー等不存在廃棄パソコン等収集実施
16	4月	古紙類を可燃ごみとして収集せず、すべてを古紙回収の対象とする
18	5月 9月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場閉鎖 城南衛生管理組合クリーン21長谷山(120t/24h×2炉) 運転開始 城南衛生管理組合リサイクルプラザがエコ・ポート長谷山に名称変更
20	11月	山間地区のもえるごみ週2回収実施
21	3月 4月	宇治市第2次ごみ処理基本計画を策定(改定) 家電リサイクル法施行令改正、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機の収集実施
22	4月	ふれあい収集の本格実施
24	3月 10月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集施行実施(市内10箇所 で拠点回収) 指定ごみ袋制度完全導入
25	2月	てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管分別収集の拠点回収箇所を2箇所追加(計12箇所)
26	1月	小型家電の拠点回収を実施(市内12箇所)
27	1月 4月 12月	プラマーク分別収集を実施(発泡トレイ類分別収集は終了) 城南衛生管理組合リサイクルセンター長谷山(粗大ごみ処理施設60t/24h、 プラスチック製容器包装資源化施設17t/24h) 運転開始 城南衛生管理組合新折居清掃工場建設工事着工
30	3月 4月	生ごみたい肥化容器購入費補助事業の終了 施設の廃止に伴い、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電 分別収集の拠点回収箇所が1箇所減少(計11箇所) 城南衛生管理組合折居清掃工場閉鎖 城南衛生管理組合新折居清掃工場(57.5t/24h×2炉)が完成し、クリーンパー ク折居として運転開始

第2節 収集処理量の実績と性状

1. ごみ処理の流れ

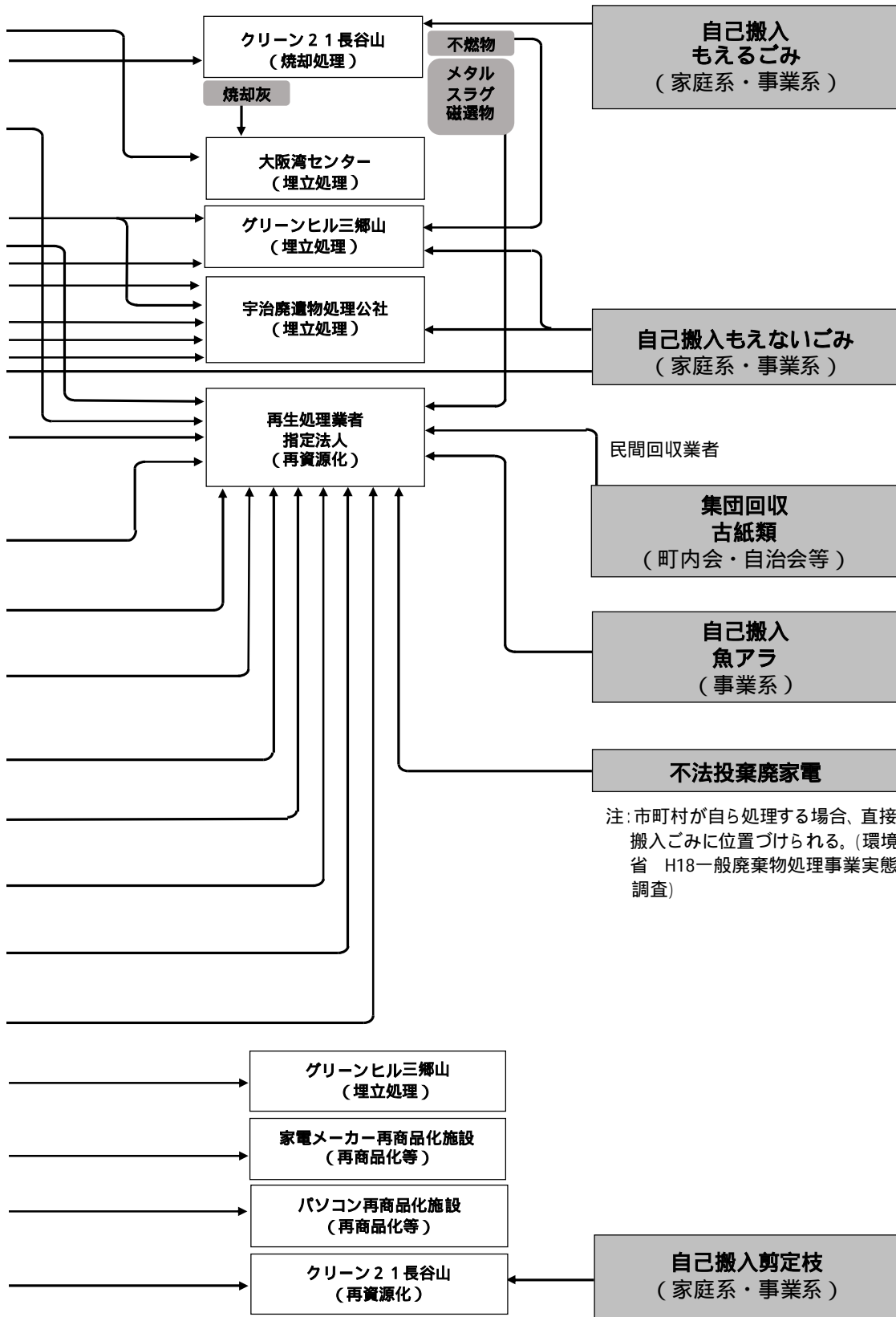
本市におけるごみ処理フローを図3-2-1に示します。

【市収集ごみ】



リサイクルセンター長谷山から発生するダストは選別後、焼却処理もしくは  
 図3-2-1 ごみ処理フロー（平成30年8月現在）

**【自己搬入・集団回収等】**



注：市町村が自ら処理する場合、直接搬入ごみに位置づけられる。(環境省 H18一般廃棄物処理事業実態調査)

埋立処理を行っている。

## 2. ごみ発生量の実績

本市における過去（平成 10 年度、15 年度、20 年度、25 年度～平成 29 年度）のごみ発生量の推移を表 3 - 2 - 1 に示します。

### （1）家庭系ごみ

平成 29 年度における家庭系ごみ量は 33,902 t で、平成 20 年度と比較して約 15.3% 減、平成 10 年度と比較して約 27.8% の減となっています。内訳は、もえるごみが 23,671 t（69.8%）、もえないごみが 6,243 t（18.4%）、溝土が 39 t（0.1%）、資源ごみが 3,949 t（11.6%）で、それぞれ平成 20 年度と比較すると、もえるごみが 16.8% 減、もえないごみが 31.9% 減、溝土が 53.8% 減、資源ごみが 68.6% 増となっています。

もえるごみは、平成 16 年度に、市民の協力の下、もえるごみとして古紙類を収集することを止め、古紙回収事業を推進して、集団回収を中心に資源化を図る取り組みを進め、もえるごみを約 1 割強、4,000t 程度減量し、資源化につなげました。

もえないごみは、平成 27 年 1 月から、プラマークの分別収集を始めたことにより、約 3 割程度、2,500t 程度減量することができました。

また、平成 24 年 10 月から、指定ごみ袋制を導入し、もえるごみ・もえないごみ合わせて 5～6% 程度の減量となりました。

資源ごみについては、全体で、平成 20 年度と比較して、約 7 割の増加となっています。プラマークが新しい収集品目として加わり、大きな割合を占めるようになったことと、小型家電類等の拠点回収品目が増加したこと、ペットボトルの回収量が大幅に増加していること等によるものです。

平成 29 年度における 1 人 1 日あたりのごみ量（原単位）については、もえるごみが 344.88 g、もえないごみが 90.96 g、溝土が 0.57 g、資源ごみが 57.54 g、合計 493.95 g で、いずれもごみ量と同じ傾向で推移しています。

### （2）事業系ごみ

平成 29 年度における事業系ごみ量は 12,847 t で、平成 20 年度と比較して微増となっています。内訳は、もえるごみが 11,855 t（92.3%）と大半を占めており、もえないごみが 275 t（2.1%）、資源ごみが 718 t（5.6%）となっています。

### （3）集団回収

古紙の集団回収については昭和 50 年 8 月より実施していましたが、平成 13 年度（平成 14 年 1 月）から全市に範囲を拡大するとともに方式を変更し、民間古紙回収業者と回収契約している自治会・町内会等に対し、市と協定を結ぶことによって、1kg あたり 5 円の報償金を交付しています。また、平成 16 年度から、古紙類を可燃ごみとして収集することを止めたため、集団回収量が大幅に増加しました。

平成 29 年度における集団回収量は 8,124t となっていますが、近年のペーパーレス化等により、回収量は減少傾向となっています。

表3-2-1 ごみ発生量の推移

項目		年度	単位	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H29/H20	
収集対象人口(毎年10月1日現在)			人	190,150	190,511	193,013	191,964	190,967	189,798	188,831	188,041	0.97	
家庭系ごみ	もえるごみ	収集ごみ(死獣含む)	t/年	35,016.81	34,415.80	28,442.24	24,926.71	24,725.62	24,596.80	24,174.04	23,670.88	0.83	
		収集ごみ(スプレー缶含む)	t/年	7,886.39	9,041.25	8,896.41	9,082.37	8,377.26	6,191.72	5,780.15	5,656.41	0.64	
	もえないごみ	自己搬入	t/年	-	35.09	39.30	53.22	73.91	259.83	648.66	396.03	10.08	
		粗大ごみ(臨時・アスベスト)	t/年	349.63	278.42	230.00	212.59	186.35	187.97	188.08	190.74	0.83	
		合計	t/年	8,236.02	9,354.76	9,165.71	9,348.18	8,637.52	6,639.52	6,616.89	6,243.18	0.68	
	溝土		t/年	178.51	121.85	84.21	54.94	49.64	47.53	44.33	38.93	0.46	
	資源ごみ	缶類	t/年	755.81	405.78	263.25	344.83	314.01	325.53	317.13	345.38	1.31	
		びん類	t/年	1,337.19	1,200.98	1,181.69	1,130.99	1,114.02	1,129.40	1,087.69	1,081.99	0.92	
		紙パック	t/年	37.97	34.06	27.84	28.17	24.90	21.74	20.01	19.05	0.68	
		ペットボトル	t/年	242.40	374.14	448.37	502.21	467.14	487.36	510.05	512.22	1.14	
		発泡トレイ類	t/年	-	82.30	90.87	84.31	59.33	-	-	-	-	
		プラマーク	t/年	-	-	-	-	455.02	1,908.70	1,789.11	1,673.85	-	
		段ボール(H10は下段古紙を含む)	t/年	0.00	97.03	47.11	53.05	49.81	48.35	49.29	47.29	1.00	
		古紙(古布を含む)	t/年	1,126.78	699.81	205.38	197.25	189.59	188.23	181.03	174.37	0.85	
		廃乾電池	t/年	26.96	34.87	29.44	32.22	32.92	36.49	40.48	39.44	1.34	
		剪定枝	t/年	0.00	82.40	41.62	33.82	24.44	24.91	26.04	28.28	0.68	
		てんぷら油	t/年	-	-	-	6.56	7.69	9.61	9.70	10.34	-	
		ペットボトルキャップ	t/年	-	-	-	1.53	1.66	1.37	1.58	1.56	-	
		蛍光管	t/年	-	-	-	0.90	1.01	1.09	1.17	1.37	-	
		小型家電	t/年	-	-	-	3.28	10.96	8.85	7.18	6.81	-	
	廃家電(不法投棄含む)	t/年	-	11.39	6.78	6.05	6.68	7.37	6.51	7.19	1.06		
	廃パソコン	t/年	-	0.15	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00		
	合計	t/年	3,527.11	3,022.91	2,342.37	2,425.18	2,759.19	4,199.00	4,046.97	3,949.14	1.69		
	家庭系ごみ合計		t/年	46,958.45	46,915.32	40,034.53	36,755.01	36,171.97	35,482.85	34,882.23	33,902.13	0.85	
	事業系ごみ	もえるごみ	収集ごみ	t/年	2,303.09	2,265.58	1,858.80	1,601.84	1,589.02	1,580.81	1,553.54	1,521.13	0.82
			自己搬入	t/年	8,264.46	11,298.83	9,432.36	10,607.86	10,683.03	10,991.94	10,424.05	10,333.37	1.10
			合計	t/年	10,567.55	13,564.41	11,291.16	12,209.70	12,272.05	12,572.75	11,977.59	11,854.50	1.05
もえないごみ		収集ごみ	t/年	297.84	237.18	195.93	181.10	158.75	160.13	160.21	162.48	0.83	
		自己搬入	t/年	19.98	427.96	70.12	175.31	105.80	73.49	83.64	112.69	1.61	
		合計	t/年	317.82	665.14	266.05	356.41	264.55	233.62	243.85	275.17	1.03	
資源ごみ		魚アラ(自己搬入)	t/年	515.14	403.04	343.00	476.45	487.05	464.08	448.33	438.82	1.28	
		剪定枝(自己搬入)	t/年	0.00	476.28	564.52	459.48	471.82	431.28	314.29	279.00	0.49	
		合計	t/年	515.14	879.32	907.52	935.93	958.87	895.36	762.62	717.82	0.79	
		事業系ごみ合計	t/年	11,400.51	15,108.87	12,464.73	13,502.04	13,495.47	13,701.73	12,984.06	12,847.49	1.03	
収集量(自己搬入を含む)		t/年	58,358.96	62,024.19	52,499.26	50,257.05	49,667.44	49,184.58	47,866.29	46,749.62	0.89		
集団回収	段ボール	t/年	-	377.04	1,304.63	1,219.24	1,213.18	1,215.31	1,179.30	1,180.94	0.91		
	古紙(古布を含む)	t/年	-	5,449.38	9,219.59	8,007.30	7,701.15	7,619.06	7,146.40	6,942.77	0.75		
	集団回収量合計	t/年	-	5,826.42	10,524.22	9,226.54	8,914.33	8,834.37	8,325.70	8,123.71	0.77		
総合計		t/年	58,358.96	67,850.61	63,023.48	59,483.59	58,581.77	58,018.95	56,191.99	54,873.33	0.87		
原単位	家庭系ごみ	もえるごみ	g/人・日	504.53	493.58	403.72	355.76	354.73	354.08	350.74	344.88	0.85	
		もえないごみ	g/人・日	118.67	134.16	130.10	133.42	123.92	95.58	96.00	90.96	0.70	
		小計(もえるごみ+もえないごみ)	g/人・日	623.21	627.74	533.83	489.17	478.65	449.66	446.75	435.83	0.82	
		溝土	g/人・日	2.57	1.75	1.20	0.78	0.71	0.68	0.64	0.57	0.47	
		資源ごみ	g/人・日	50.82	43.35	33.25	34.61	39.58	60.45	58.72	57.54	1.73	
		合計	g/人・日	676.59	672.84	568.27	524.57	518.94	510.79	506.10	493.95	0.87	
	事業系ごみ	もえるごみ	g/人・日	152.26	194.54	160.27	174.26	176.06	180.99	173.78	172.72	1.08	
		もえないごみ	g/人・日	4.58	9.54	3.78	5.09	3.80	3.36	3.54	4.01	1.06	
		資源ごみ	g/人・日	7.42	12.61	12.88	13.36	13.76	12.89	11.06	10.46	0.81	
		合計	g/人・日	164.26	216.69	176.93	192.70	193.61	197.24	188.38	187.19	1.06	
	集団回収		t/日	31.23	41.28	34.15	36.99	36.97	37.44	35.57	35.20	1.03	
	総合計		g/人・日	840.85	973.09	745.20	848.95	840.45	835.21	815.28	799.50	1.07	
	リサイクル率		%	6.1	14.2	25.2	20.6	20.7	22.6	22.5	22.3	0.89	

注1:平成25年度実績に京都府南部地域豪雨災害の災害ごみ分は含めていない。

注2:平成15年度廃家電(不法投棄含む)については、次の換算係数にて積算した。(1台あたりテレビ25kg、洗濯機25kg、冷蔵庫59kg、エアコン51kg)

注3:平成20年度までの廃パソコン依頼分については、1台あたり17kgにて積算した。

注4:リサイクル率については、平成10年度は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省HP)より、平成15年度以降については、表3-2-1の総合計を分母に、表3-3-8の資源化量合計を分子にして算出した。

### 3. ごみの性状

城南衛生管理組合で定期的に行っている、もえるごみのごみ質調査結果を以下に示します。

#### (1) 組成分析

もえるごみ質調査結果(組成分析)の推移を表3-2-2及び図3-2-2に示します。紙類が最も多く4割以上を占めており、焼却不燃物(プラスチック類、ゴム類等)、繊維類の順になっており、年度間の変動はあまりみられません。ただし、分析は乾燥ベースのため、水分を含んだ状態では、厨芥類の割合が高くなると思われます。

表3-2-2 もえるごみ質調査結果(組成分析)の推移

(単位:%)

品目	年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
可燃物		77.20	72.95	77.80	80.03	77.99	77.62	75.41	70.37
紙類		49.70	47.46	46.66	49.07	49.27	45.55	42.30	42.82
厨芥類		10.10	7.87	12.98	12.37	7.85	8.12	11.15	8.47
繊維類		7.30	5.92	6.98	8.22	8.80	10.23	9.99	9.00
草木類		7.90	5.15	7.19	8.45	9.50	10.70	10.37	7.45
雑物(5mm以上)		2.20	6.55	3.99	1.92	2.57	3.02	1.60	2.63
焼却不適物		16.80	17.52	15.05	15.38	16.74	16.73	19.73	23.03
ビニール・プラスチック類		16.10	16.47	14.97	15.17	16.56	16.27	19.10	22.67
ゴム类等		0.70	1.05	0.08	0.21	0.18	0.46	0.63	0.36
不燃物		6.00	9.53	7.15	4.59	5.27	5.65	4.86	6.60
金属類		0.90	2.34	1.50	0.72	1.07	0.72	0.90	1.17
ガラス・石類		1.50	2.02	0.77	0.98	1.57	0.12	0.38	1.04
雑物(5mm以下)		3.60	5.17	4.88	2.89	2.63	4.81	3.58	4.39
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

出典: 宇治市の環境「可燃ごみごみ質調査」(各年)及び一般廃棄物処理実績書 平成29年度(城南衛生管理組合)より作成

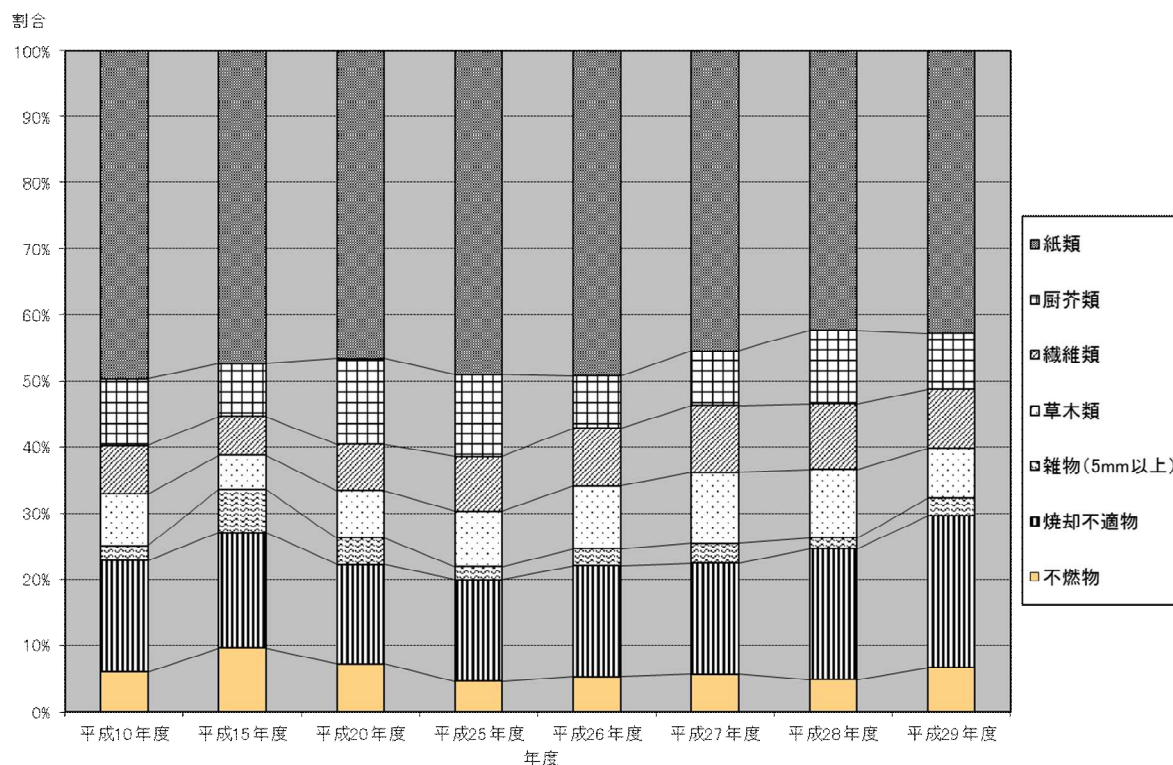


図3-2-2 もえるごみ質調査結果(組成分析)の推移

( 2 ) 成分分析

もえるごみ質調査結果(成分分析)の推移を表3-2-3及び図3-2-3に示します。水分が約47%、可燃物が約47%、残りが灰分となっており、年度間の大幅な変動はあまりみられません。

表3-2-3 もえるごみ質調査結果(成分分析)の推移

(単位:%)

年度 区分	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
水分	43.10	46.50	51.61	49.99	47.85	43.73	48.21	46.69
可燃物	48.50	45.41	42.21	43.83	45.07	50.40	46.30	47.07
灰分	8.40	8.09	6.18	6.18	7.08	5.87	5.49	6.24
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

出典:宇治市の環境「可燃ごみごみ質調査」(各年)及び一般廃棄物処理実績書 平成29年度(城南衛生管理組合)より作成

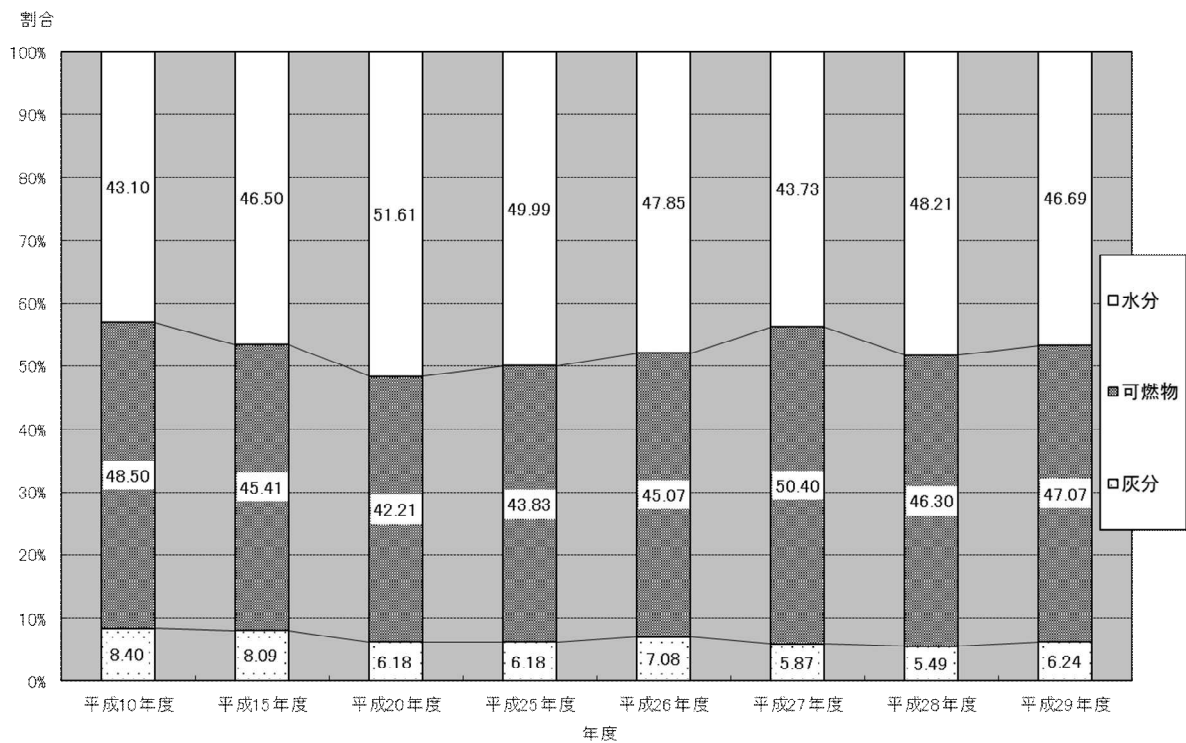


図3-2-3 もえるごみ質調査結果(成分分析)の推移

### 第3節 ごみ収集処理体制

#### 1. 収集運搬

本市の計画収集区域は、市全域を対象としています。平成30年度における本市の収集運搬体制の概要を表3-3-3に示します。事業系については、排出者の自己処理を原則としています。

収集方法については、もえるごみ・もえないごみ・スプレー缶・缶・びん・ペットボトル・プラマーク・乾電池について定点(ステーション)方式による収集、てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電・紙パックについて拠点回収を行っております。また、臨時ごみ・死獣回収等については申し込みにより、戸別回収を行っております。なお、ふれあい収集は、介護が必要な方や障害がある方等、ごみの排出が困難な方に対して、申し込みにより定期的な戸別収集や声掛け等を行うものです。

ごみ処理手数料については、「宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定めています。

#### (1) 収集運搬の実績

収集運搬量の実績を表3-3-1に示します。収集運搬量は、平成15年度から平成20年度の間大幅に減少していますが、これは、平成16年度に古紙類をもえるごみとして収集しなくなったことで大きく減少し、その後も減少傾向が続いています。溝土については、町内会・自治会等が溝掃除を行う際に、事前に申し込みのあった団体に「溝土回収容器」を貸し出し、掃除の実施後に回収しています。死獣については、市民の動物愛護の要望や、飼主の心情を考慮し、昭和59年4月以降、「宇治市斎場」に「動物専用炉」を併置し、回収後に火葬処理を行っていましたが、平成10年10月からは、城南衛生管理組合の「小動物焼却施設」にて処理を行っています。

死獣処理の実績を表3-3-2に示します。

表3-3-1 収集運搬量の実績

(単位:t)

項目	年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H29/H20
家庭系 収集量	もえるごみ(死獣含む)	35,016.81	34,415.80	28,442.24	24,926.71	24,725.62	24,596.80	24,174.04	23,670.88	0.83
	もえないごみ	7,886.39	9,041.25	8,896.41	9,082.37	8,377.26	6,191.72	5,780.15	5,656.41	0.64
	粗大ごみ	349.63	278.42	230.00	212.59	186.35	187.97	188.08	190.74	0.83
	溝土	178.51	121.85	84.21	54.94	49.64	47.53	44.33	38.93	0.46
	資源ごみ	3,527.11	3,022.91	2,342.37	2,425.18	2,759.19	4,199.00	4,046.97	3,949.14	1.69
	小計	46,958.45	46,880.23	39,995.23	36,701.79	36,098.06	35,223.02	34,233.57	33,506.10	0.84
事業系 収集量	もえるごみ	2,303.09	2,265.58	1,858.80	1,601.84	1,589.02	1,580.81	1,553.54	1,521.13	0.82
	もえないごみ	297.84	237.18	195.93	181.10	158.75	160.13	160.21	162.48	0.83
	小計	2,600.93	2,502.76	2,054.73	1,782.94	1,747.77	1,740.94	1,713.75	1,683.61	0.82
収集運搬量合計		49,559.38	49,382.99	42,049.96	38,484.73	37,845.83	36,963.96	35,947.32	35,189.71	0.84

出典:宇治市の環境「ごみ処理量」(各年)及びごみ減量推進課資料より作成

表3-3-2 死獣処理実績

(単位:匹)

項目	年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H29/H20
総処理数		1,452	1,609	1,375	1,448	1,283	1,311	1,340	1,271	0.92
犬	飼犬	424	385	279	266	269	241	205	234	0.84
	野良犬	35	16	5	8	2	4	6	8	1.60
	(小計)	459	401	284	274	271	245	211	242	0.85
猫	飼猫等	303	440	197	254	217	263	255	248	1.26
	野良猫等	690	768	894	920	795	803	874	781	0.87
小動物										
その他	(小計)	993	1,208	1,091	1,174	1,012	1,066	1,129	1,029	0.94

出典:宇治市の環境「死獣(小動物)処理」(各年)、一般廃棄物処理実績書 平成29年度(城南衛生管理組合)及びごみ減量推進課資料より作成



表 3 - 3 - 3 収集運搬体制の概要（平成 30 年度）

区 分	収集形態	料 金	収 集 回 数	摘 要	
もえるごみ （家庭系）	定点収集	無 料	週 2 回	生ごみ、紙類、布類 落ち葉、草、木切れ等	
もえないごみ （家庭系）			週 1 回	金属類、プラスチック、陶器 小型家具、ガラス、灰等	
スプレー缶			週 1 回	もえないごみ収集時に別途回収	
缶			月 2 回	飲み物・食べ物アルミ缶・スチール缶	
びん			2 週	飲み物・食べ物のびん、ペットボトル	
ペットボトル			1 回	同じ日に別々の袋に入れて排出する	
プラマーク			週 1 回	プラスチック製容器包装	
てんぷら油			拠点回収 （11箇所）	週 1 回	植物性の油
ペットボトルキャップ					飲料水等のペットボトルキャップ
蛍光管					直管蛍光管・環形蛍光管
小型家電	拠点回収 （63箇所）	週 1 回	40 cm × 20 cmの投入口に入る小型家電（36品目）		
紙パック			飲み物の紙パック（アルミコーティングされていないもの）		
乾電池	定点収集	週 2 回	もえるごみ収集時に別途回収		
臨時ごみ	戸別収集	有 料	随 時	一時多量ごみ、大型ごみ等 料金 100 円/部（家庭系 250 円・事業系 400 円）	
有料事業所ごみ （事業系） 小規模事業所に限 り収集		有 料	週 5 回 以内	料 金 設 定 月排出量 3,000 円以下・・・200 円/40 円 月排出量 3,000 円超～10,000 円以下・350 円/40 円 月排出量 10,000 円超・・・400 円/40 円 （週 5 回収集の場合は 2 割増）	
古紙回収 （新聞・雑誌・ 段ボール・古布）	定点収集 または 指定箇所		月 1 回 以上	古紙回収について、民間業者と契約して宇治市と協定を 結んだ自治会等に対して、報償金（5 円/kg）を支払う	
犬・猫等の死体	戸別収集	有 料	随 時	収集 犬...3,300 円（1 体） 猫等...2,200 円（1 体） 持込 犬...2,200 円（1 体） 猫等...1,100 円（1 体） 飼い主のいない犬・猫等は無料	
溝 土	指定箇所	無 料	週 2 回	専用容器を木・金曜日に配達して、町内会で清掃後に 月・火曜日に回収	
廃家電 （義務外品）	戸別収集	有 料	月 2 回	テレビ（液晶式・プラズマ式 H21.4 より）、冷蔵庫（冷 凍庫 H16.4 より）、洗濯機（衣類乾燥機 H21.4 より）、 エアコン リサイクル料金払込み後、宇治市が収集運搬料金 3,300 円（1 台）で収集	
廃パソコン （メーカー不存在）		有 料	随 時	家庭系パソコンの回収再資源化料金及び収集運搬料金 デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・液 晶ディスプレイ...4,400 円/台 CRTディスプレイ...5,500 円/台	

（備考）ふれあい収集は別途体制

平成 30 年 8 月現在

## 2 . 中間処理

### ( 1 ) 中間処理の流れ

本市における中間処理の流れは以下のとおりです。

#### 1 ) もえるごみ

もえるごみについては、城南衛生管理組合の「クリーンパーク折居」(家庭系ごみ)及び「クリーン 21 長谷山」(事業系ごみ)に搬入し、焼却処理を行っています。

#### 2 ) もえないごみ

もえないごみについては、城南衛生管理組合の「リサイクルセンター長谷山」に搬入し、破碎処理や選別を行い、可燃物は「クリーンパーク折居」及び「クリーン 21 長谷山」にて焼却処理を、不燃物は埋立処分を、資源化物は資源化处理を行っています。また、城南衛生管理組合の「グリーンヒル三郷山」及び(一財)宇治廃棄物処理公社に搬入し、直接埋立を行うものもあります。

#### 3 ) 溝土

溝土については、中間処理を行わず、(一財)宇治廃棄物処理公社に搬入し、直接埋立を行っています。

#### 4 ) 資源ごみ

資源ごみのうちプラスチック製容器包装(プラマーク)については、城南衛生管理組合の「リサイクルセンター長谷山」にて、資源化を行っています。缶、びん、ペットボトルについては、同組合の「エコ・ポート長谷山」にて選別処理や保管を、乾電池については、「折居ストックヤード」にて保管を行っています。また、缶の一部及び紙パックについては、社会福祉施設にて選別処理を行っています。

#### 5 ) 犬・猫等の死骸

犬や猫等の小動物の死骸については、「クリーン 2 1 長谷山小動物焼却施設」にて、火葬しています。

### ( 2 ) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を表 3 - 3 - 4 ~ 表 3 - 3 - 6 に示します。

表 3 - 3 - 4 中間処理施設の概要（城南衛生管理組合：焼却処理施設）

名称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270	京都府宇治市宇治折居18番地
敷地面積	27,287.4m <sup>2</sup>	30,237.5m <sup>2</sup>
建築面積	6,314.63m <sup>2</sup>	3,549.94m <sup>2</sup>
建設年月日	着工：平成15年10月 竣工：平成18年8月 運転開始：平成18年9月	着工：平成27年2月 竣工：平成30年3月 運転開始：平成30年4月
炉の形式	全連続燃焼式焼却炉	
処理能力	120t/24h × 2炉	57.5t/24h × 2炉
設計基準	H 11,721kJ M 9,628kJ L 7,535kJ	H 10,450kJ M 8,360kJ L 5,850kJ
総事業費	6,224,000千円	16,200,000千円(うち建設費 約91億円)
公害対策	バグフィルタ 有害ガス除去装置(乾式) 脱硝装置	バグフィルタ 有害ガス除去装置(乾式) 脱硝装置
発電	出力：4,900kW	出力：2,110kW
その他	平成23年4月から灰溶融施設稼働停止	更新事業は令和2年3月まで継続中

出典：城南衛生管理組合より

表 3 - 3 - 5 中間処理施設の概要（城南衛生管理組合：小動物焼却施設）

名称	小動物焼却施設
所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270(クリーン21長谷山敷地内)
建設年月日	着工：平成9年8月 竣工：平成10年3月 移設：平成18年9月
炉の形式	台車付直上再燃焼炉
処理能力	最大100kg/2h
使用燃料	白灯油
総事業費	45,045千円
その他	当初は長谷山清掃工場敷地内にあったが、 現在、クリーン21長谷山に移設している。

出典：城南衛生管理組合より

表 3 - 3 - 6 中間処理施設の概要（城南衛生管理組合：破碎・資源化施設）

名称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270	京都府城陽市富野長谷山1-270
敷地面積	27,287.4m <sup>2</sup>	27,287.4m <sup>2</sup>
建築面積	1,580m <sup>2</sup>	2,236m <sup>2</sup>
建設年月日	着工：平成9年11月 竣工：平成11年1月 運転開始：平成11年2月	着工：平成24年7月 竣工：平成27年3月 運転開始：平成27年4月
形式	-	二軸低速回転式 + 堅型高速回転式
処理能力	46t/日	粗大・不燃ごみ：60t/日 プラスチック製容器包装：17t/日
総事業費	1,295,000千円	2,094,000千円
その他	ガラス、自転車、衣服等のリサイクル工房 及び各種リサイクル教室の開催等の啓発 を行っている。	-

出典：城南衛生管理組合より

(3) 中間処理の実績

本市における中間処理の実績を表3-3-7に示します。平成20年度以降の中間処理量は減少傾向にあります。

表3-3-7 中間処理の実績

(単位: t)

項目		年度		平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H29/H20
焼却 処理量	折居清掃工場	もえるごみ		41,682.87	39,277.37	30,294.45	26,520.67	26,308.41	26,170.94	25,720.88	25,184.52	0.83
		破碎処理残渣		3,299.95	2,018.89	1,736.38	1,682.49	1,975.20	1,626.86	1,486.68	1,031.18	0.59
	クリーン21長谷山	もえるごみ		-	8,694.64	9,432.36	10,609.23	10,683.24	10,993.23	10,425.81	10,335.49	1.10
		破碎処理残渣		-	2,692.75	4,409.23	5,853.03	4,472.49	3,965.25	3,994.71	4,102.73	0.93
		小動物焼却施設		7.26	8.20	6.59	6.51	6.02	5.38	4.94	5.37	0.81
	小計			44,990.08	52,691.85	45,879.01	44,671.93	43,445.36	42,761.66	41,633.02	40,659.29	0.89
破碎 処理	リサイクルセンター長谷山	もえないごみ		8,154.07	8,933.84	8,921.61	9,145.23	8,469.14	6,479.36	6,461.45	6,035.50	0.68
		選別処理残渣		-	130.79	116.65	128.59	149.67	145.46	148.42	161.89	1.39
保管・ 資源化	エコ・ポート長谷山	剪定枝		-	558.68	606.14	493.30	496.26	456.19	340.33	307.28	0.51
		トレー		-	82.30	90.87	84.31	59.33	-	-	-	-
選別 処理	エコ・ポート長谷山	缶・びん・ペットボトル		1,936.00	1,721.46	1,760.43	1,812.78	1,751.96	1,778.67	1,753.41	1,829.89	1.04
	社会福祉施設	缶		356.68	259.44	132.88	165.25	143.21	163.62	161.46	109.70	0.83
		紙パック		37.97	34.06	27.84	28.17	24.90	21.74	20.01	19.05	0.68
選別等 中間処理	リサイクルセンター長谷山	プラマーク		-	-	-	-	455.02	1,908.70	1,789.11	1,673.85	-
保管	折居ストックヤード	乾電池		26.96	34.87	29.44	32.22	32.92	36.49	40.48	39.44	1.34
	古紙ストックヤード	古紙類		1,126.78	796.84	252.49	250.30	239.40	236.58	230.32	221.66	0.88
	リサイクルセンター長谷山	蛍光管		-	-	-	0.90	1.01	1.09	1.17	1.37	-
	エコ・ポート長谷山	ペットボトルキャップ		-	-	-	1.53	1.66	1.37	1.58	1.56	-
中間処理量合計				56,628.54	65,244.13	57,817.36	56,814.51	55,269.84	53,990.93	52,580.76	51,060.48	0.88

注: 折居清掃工場、クリーン21長谷山、リサイクルセンター長谷山、エコ・ポート長谷山、折居ストックヤードは城南衛生管理組合の施設である。  
出典: 宇治市の環境「ごみ処理量」(各年)及び一般廃棄物処理実績書 平成29年度(城南衛生管理組合)より作成

(4) 資源化の実績

本市における資源化の実績を表3-3-8に示します。平成10年度以降、段ボールを含む古紙類の回収量増加やプラマーク分別収集の開始、城南衛生管理組合の「クリーン21長谷山」の灰溶融炉の稼働による溶融スラグ等の回収が行われたことにより、平成20年度に大きく伸びていますが、平成29年度の資源化量は、平成20年度に比べ古紙類の減、溶融スラグの回収を止めたことにより、総量としては2割減となっています。

表3-3-8 資源化の実績

(単位: t)

年度 項目	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H29/H20
破碎処理後の資源化物	627.05	663.12	454.55	233.56	264.70	371.74	450.52	453.10	1.00
缶	647.50	351.95	229.68	272.79	273.45	288.62	287.61	299.91	1.31
びん	789.78	702.27	710.87	641.57	631.82	626.11	612.80	560.54	0.79
紙パック	37.97	34.06	27.84	28.17	24.90	21.74	20.01	19.05	0.68
ペットボトル	222.80	290.02	372.63	395.53	381.68	395.06	409.56	426.86	1.15
発泡トレー類	-	79.94	87.91	81.13	59.33	-	-	-	-
プラマーク	-	-	-	-	272.85	1,240.97	1,292.30	1,227.93	-
剪定枝	-	402.41	364.37	283.73	290.39	332.86	264.95	229.85	0.63
段ボール	105.03	474.07	1,351.74	1,272.29	1,262.99	1,263.66	1,228.59	1,228.23	0.91
古紙類(段ボールを除く)	1,021.75	6,149.18	9,424.97	8,204.55	7,890.74	7,807.29	7,327.43	7,117.14	0.76
乾電池	26.96	34.87	29.44	32.22	32.92	36.49	40.48	39.44	1.34
てんぷら油	-	-	-	6.56	7.69	9.61	9.70	10.34	-
ペットボトルキャップ	-	-	-	1.53	1.66	1.37	1.58	1.56	-
蛍光管	-	-	-	0.90	1.01	1.09	1.17	1.37	-
小型家電	-	-	-	3.28	10.96	8.85	7.18	6.81	-
選別処理後の資源化物	-	12.10	117.69	18.80	36.85	16.83	29.83	29.94	0.25
魚アラ	515.14	403.04	343.00	476.45	487.05	464.08	448.33	438.82	1.28
可燃処理後の資源化物 (スラグ等・焼却灰磁選物)	-	-	2,347.43	288.06	216.92	200.87	199.70	161.80	0.07
廃家電(不法投棄を含む)	-	11.39	6.78	6.05	6.68	7.37	6.51	7.19	1.06
廃パソコン	-	0.15	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
資源化量合計	3,993.98	9,608.57	15,868.92	12,247.18	12,154.60	13,094.61	12,638.25	12,259.88	0.77
資源化原単位(g/人・日)	57.55	137.80	225.25	174.79	174.38	188.50	183.37	178.62	0.79

出典: 宇治市の環境「ごみ処理量」(各年)及び一般廃棄物処理実績書 平成29年度(城南衛生管理組合)より作成。ただし、平成10年度～15年度の魚アラ、平成15年度～20年度の廃家電及び廃パソコンについては表3-2-1による。

### 3. 最終処分

本市における最終処分の流れは以下のとおりです。

#### (1) 最終処分の流れ

##### 1) 焼却残渣

城南衛生管理組合の2つの焼却処理施設で焼却処理後の残渣については、「大阪湾広域臨海環境整備センター」にて委託処分を行っています。

##### 2) 不燃物

臨時ごみや有料事業所ごみとして収集されたもの及び自己搬入されるものについては、(一財)宇治廃棄物処理公社にて直接埋立を行っています。

城南衛生管理組合の「リサイクルセンター長谷山」で破碎後、選別された不燃物・ダストについては、同組合の「グリーンヒル三郷山」及び(一財)宇治廃棄物処理公社にて埋立処分を行っています。

#### (2) 最終処分施設の概要

最終処分施設の概要を表3-3-9～表3-3-12に示します。

**表3-3-9 最終処分施設の概要(大阪湾広域臨海環境整備センター)**

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
根拠法律	広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)
設立	昭和57年3月1日
所在地	大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
広域処理対象区域	近畿2府4県 168市町村
広域処理場整備対象港湾	4港湾
業務	(1) 港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理・廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立により行う土地の造成 (2) 地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 一般廃棄物等による海面埋立て 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため、搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理 (3) 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て (4) 前各号の業務に附帯する業務
資本金	1億3,690万円
出資団体	[地方公共団体(174団体)] 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、 大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、 他162市町村 [港湾管理者(4団体)] 大阪港港湾管理者、堺泉北港港湾管理者、 神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者
管理委員会	[管理委員長] 大阪府知事 [管理委員] 滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、 大阪市長、神戸市長

出典: 大阪湾広域臨海環境整備センターホームページより作成

表 3 - 3 - 1 0 ごみの埋立場所及び容量 (大阪湾広域臨海環境整備センター)

埋立場所	位置	面積	埋立容量 (単位: 万 m <sup>3</sup> )				
			一般 廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上 残土	浚渫 土砂	計
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113ha	220	290	700	390	1,600
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203ha	390	720	1,270	720	3,100
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88ha	720	620	160	0	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95ha	590	530	280	0	1,400
合 計		499ha	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

出典: 大阪湾広域臨海環境整備センターホームページより作成

表 3 - 3 - 1 1 最終処分施設の概要 (城南衛生管理組合)

名称	グリーンヒル三郷山
所在地	京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3
敷地面積	59,000m <sup>2</sup>
埋立全体容量	200,000m <sup>3</sup>
処理対象廃棄物	一般廃棄物(不燃性廃棄物)
埋立方法	サンドイッチ工法
しゃ水方法	鉛直・表面遮水工(遮水シート工法)
浸出水処理施設	処理能力: 100m <sup>3</sup> /日 処理方法: 生物処理 + 高度処理
建設年月日	着工: 平成10年8月 竣工: 平成13年3月 埋立開始: 平成13年5月
総事業費	2,760,000千円

出典: 城南衛生管理組合より

表 3 - 3 - 1 2 最終処分施設の概要（一般財団法人 宇治廃棄物処理公社）

名称	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地	京都府宇治市池尾仙郷山6番地2
開設年月日	昭和53年6月
施設面積	第1期～第3期処分地 合計123,459m <sup>2</sup>
埋立地容量	第1期～第3期処分地 合計1,171,156m <sup>3</sup>
処理対象廃棄物	(1)一般廃棄物 不燃ごみ・粗大ごみ (2)産業廃棄物 燃え殻 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鋳さい がれき類
埋立方法	コンパクターによる破碎・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
浸出水処理施設	処理能力: 390m <sup>3</sup> /日 (第3期は140m <sup>3</sup> /日) 処理方法: 凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着

出典:宇治市の環境 平成29年版

( 3 ) 最終処分の実績

本市における最終処分の実績を表 3 - 3 - 1 3 に示します。古紙類の資源化等による焼却処理量の減少や粗大・不燃ごみの資源化への取り組み、焼却灰の熔融スラグ化等により、最終処分量は年々減少傾向にあります。

表 3 - 3 - 1 3 最終処分の実績

(単位:t)

項目	年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H29/H20
		大阪湾広域臨海環境整備センター	焼却灰(折居)	5,639.69	5,248.66	3,954.15	3,665.59	3,628.57	3,749.58	3,482.69
	焼却灰(長谷山)	1,113.39	1,343.55	507.64	1,871.22	1,265.85	1,683.51	1,508.27	1,522.56	3.00
	中間処理後の不燃ダスト等	8,846.53	-	-	-	-	-	-	-	-
グリーンヒル三郷山	直接埋立	3.84	0.00	11.35	89.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	中間処理後の不燃ダスト等	7,215.90	1,919.64	507.89	58.02	483.92	352.02	22.78	167.38	0.33
一般財団法人宇治廃棄物処理公社	直接埋立	7,388.74	6,441.18	699.66	1,377.88	612.02	576.66	581.88	624.83	0.89
	中間処理後の不燃ダスト等	2,510.06	2,004.77	1,875.71	1,670.97	1,456.77	1,396.91	1,618.42	1,507.65	0.80
最終処分量合計		32,718.15	16,957.80	7,556.40	8,733.20	7,447.13	7,758.68	7,214.04	6,921.84	0.92

注:グリーンヒル三郷山は城南衛生管理組合の施設である。

出典:宇治市の環境「ごみ処理量」(各年)及び及び一般廃棄物処理実績書 平成29年度(城南衛生管理組合)より作成



#### 第4節 ごみ収集運搬処理処分経費

##### 1. ごみ収集運搬処理処分経費の推移

本市におけるごみ収集運搬処理処分経費の推移を表3-4-1及び図3-4-1に示します。

平成29年度におけるごみ1tあたりの収集運搬処理処分経費は57,945円で、平成20年度と比較して約14.6%増加しています。一方、住民1人あたりでみると13,618円となっており、ほぼ横ばい傾向にあります。

また、城南衛生管理組合分担金(ごみ処理)も平成29年度は1,397,718,000円であり、平成20年度1,403,973,000円と比較して、ほぼ横ばい傾向にあります。

表3-4-1 ごみ収集運搬処理処分経費の推移

(単位:円)

項目	年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H29/H20
収集運搬経費		1,276,780,958	1,220,773,905	1,127,672,853	1,066,607,490	1,112,907,547	1,149,122,023	1,124,857,600	1,105,798,494	0.98
処理処分経費		1,338,547,770	1,417,856,073	1,488,274,496	1,241,159,000	1,385,967,063	1,294,243,642	1,383,693,441	1,454,987,364	0.98
うち城南衛生管理組合 分担金(ごみ処理)		1,325,850,000	1,351,810,000	1,403,973,000	1,174,701,000	1,326,724,000	1,234,491,000	1,324,807,000	1,397,718,000	1.00
1tあたり	収集運搬経費	25,800	22,195	26,914	27,740	29,432	31,096	31,299	31,430	1.17
	処理処分経費	23,177	21,173	23,617	20,830	23,659	22,308	24,624	26,515	1.12
	収集運搬処理 処分経費	48,977	43,368	50,531	48,570	53,091	53,404	55,923	57,945	1.15
1人あたり	収集運搬経費	6,715	6,408	5,842	5,556	5,828	6,054	5,957	5,881	1.01
	処理処分経費	7,039	7,442	7,711	6,466	7,258	6,819	7,328	7,738	1.00
	収集運搬処理 処分経費	13,754	13,850	13,553	12,022	13,085	12,874	13,285	13,618	1.00

出典: 宇治市の環境「ごみ処理費用及び原価」、「清掃事業費決算額」より作成(各年)

収集運搬処理処分経費(円)

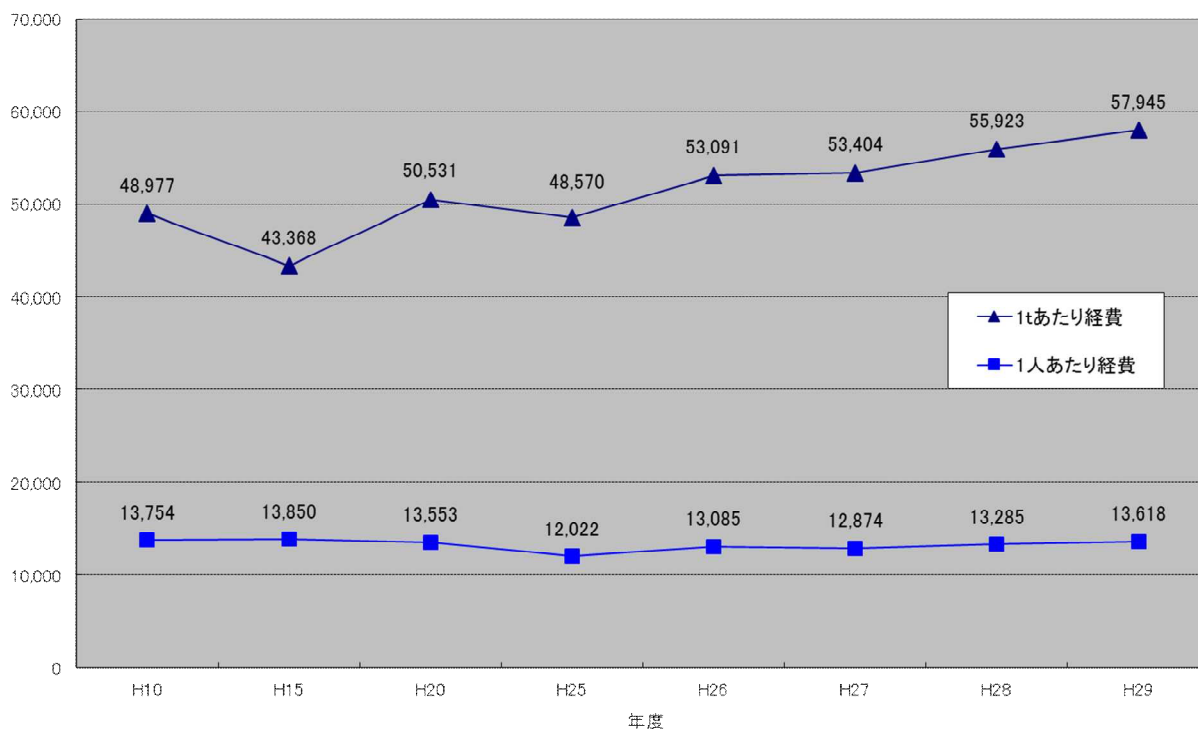


図3-4-1 ごみ収集運搬処理処分経費の推移

## 第5節 第2次計画の目標の達成状況

第2次計画では当初、平成30年度において1人1日あたり家庭系ごみ(もえるごみともえないごみの合計)504g、1日あたり事業系ごみ32.6t、リサイクル率28%とする目標を設定しました。その後、ごみ減量の取り組みの浸透や平成24年10月から指定ごみ袋制度を導入したことで、家庭系ごみは平成25年度に489gとなったため、新たにチャレンジ目標として、1人1日あたり家庭系ごみ416gを目標に立て、ごみの減量に取り組んできました。

しかし、家庭系ごみは市民の協力の下、平成27年1月からのプラマーク分別収集開始もあり、減少しているものの、平成29年度の実績は436gとなりました。また事業系ごみ及びリサイクル率についても、平成29年度実績35.2t、22.5%と目標値には到達していません。

目標の達成状況を表3-5-1に示します。

なお、本節における家庭系ごみ、事業系ごみ及びリサイクル率の算出方法は、以下のとおりとしました。

家庭系ごみ：家庭系ごみの「もえるごみ」及び「もえないごみ」の合計  
 $= 344.88 + 90.96 = 435.83\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}$  (平成29年度実績)

事業系ごみ：事業系ごみの「合計」÷「年間日数」  
 $= 12,847.49 \div 365 = 32.6\text{t}/\text{日}$  (平成29年度実績)

リサイクル率：表4-3-8の資源化量「合計」÷表3-2-1のごみの「総合計」  
 $= 12,324.27 \div 54,873.33 = 22.5\%$  (平成29年度実績)

表3-5-1 目標の達成状況

目標値	基準年度 平成19年度	実績 平成29年度	目標 平成30年度	評価
家庭系ごみ(g/人・日)	548	436	416	未達成(見込)
事業系ごみ(t/日)	35.4	35.2	32.6	未達成(見込)
リサイクル率(%)	25.4	22.3	28	未達成(見込)

注：家庭系ごみは当初目標504g/人・日、改定目標416g/人・日

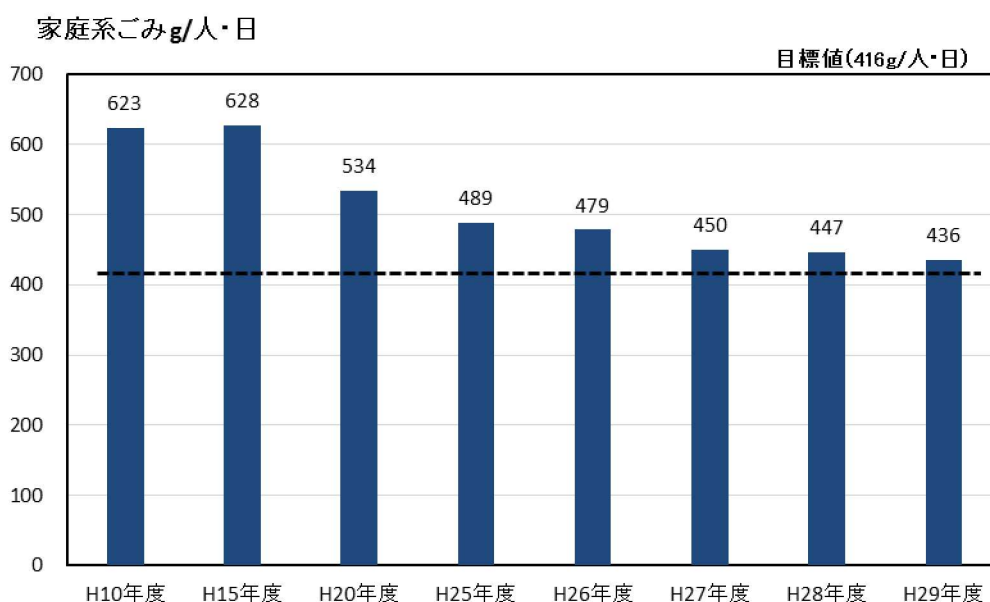


図3-5-1 目標の達成状況(家庭系ごみ)

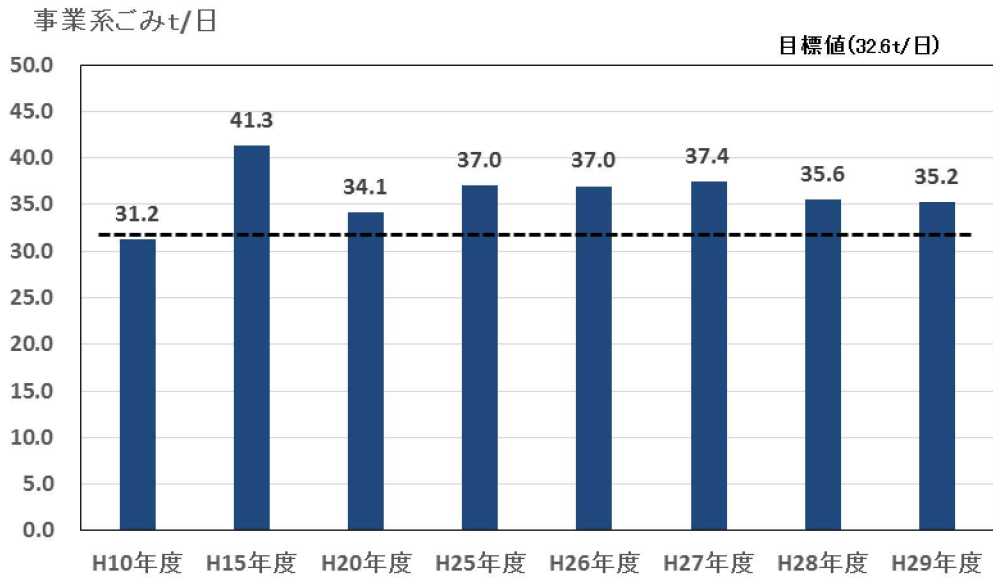


図3 - 5 - 2 目標の達成状況(事業系ごみ)

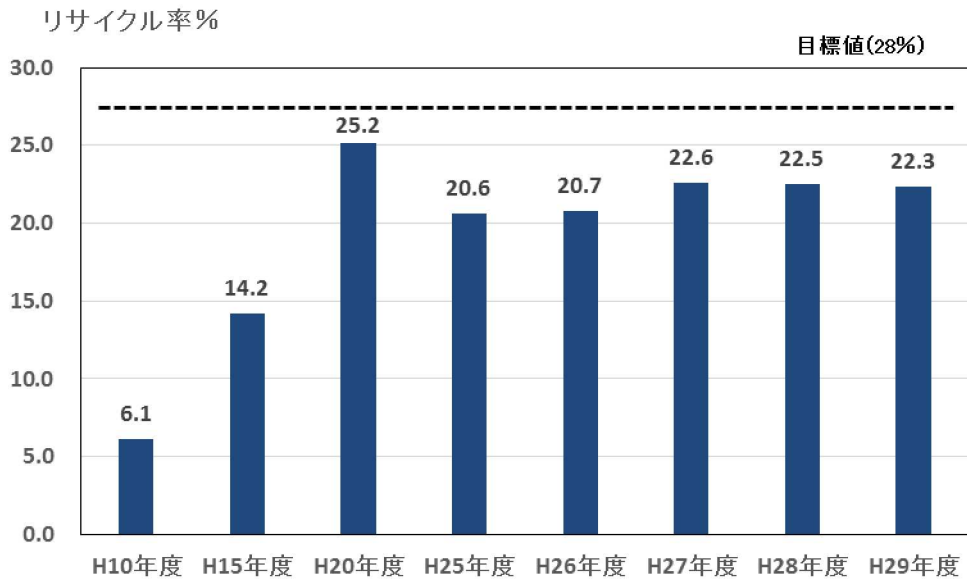


図3 - 5 - 3 目標の達成状況(リサイクル率)

## 第6節 他都市との比較

### 1. 国及び京都府との比較

#### (1) 1人1日あたり排出量

本市の1人1日あたり排出量について、全国平均及び京都府平均との比較結果を表3-6-1及び図3-6-1に示します。本市の排出量は全国平均及び京都府平均を下回っており、減量化が進んでいます。

表3-6-1 全国及び京都府との比較(1人1日あたり排出量)

(単位:g/人・日)

年度 項目	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	H28/H20
宇治市	950.7	982.7	908.3	848.9	840.3	835.1	815.2	0.90
全国平均	1,161.6	1,162.9	1,033.5	957.5	947.2	938.5	924.6	0.89
京都府平均	1,282.6	1,177.6	1,027.5	918.8	900.9	876.5	844.8	0.82
全国平均を 1とした場合の 本市の比率	0.82	0.85	0.88	0.89	0.89	0.89	0.88	1.00
京都府平均を 1とした場合の 本市の比率	0.74	0.83	0.88	0.92	0.93	0.95	0.97	1.09

注1:1人1日あたり排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷10月1日現在の住民登録数÷365(もしくは366)

注2:1人1日あたり排出量には事業系ごみを含んでいる。

出典:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より作成

1人1日あたり排出量(g/人・日)

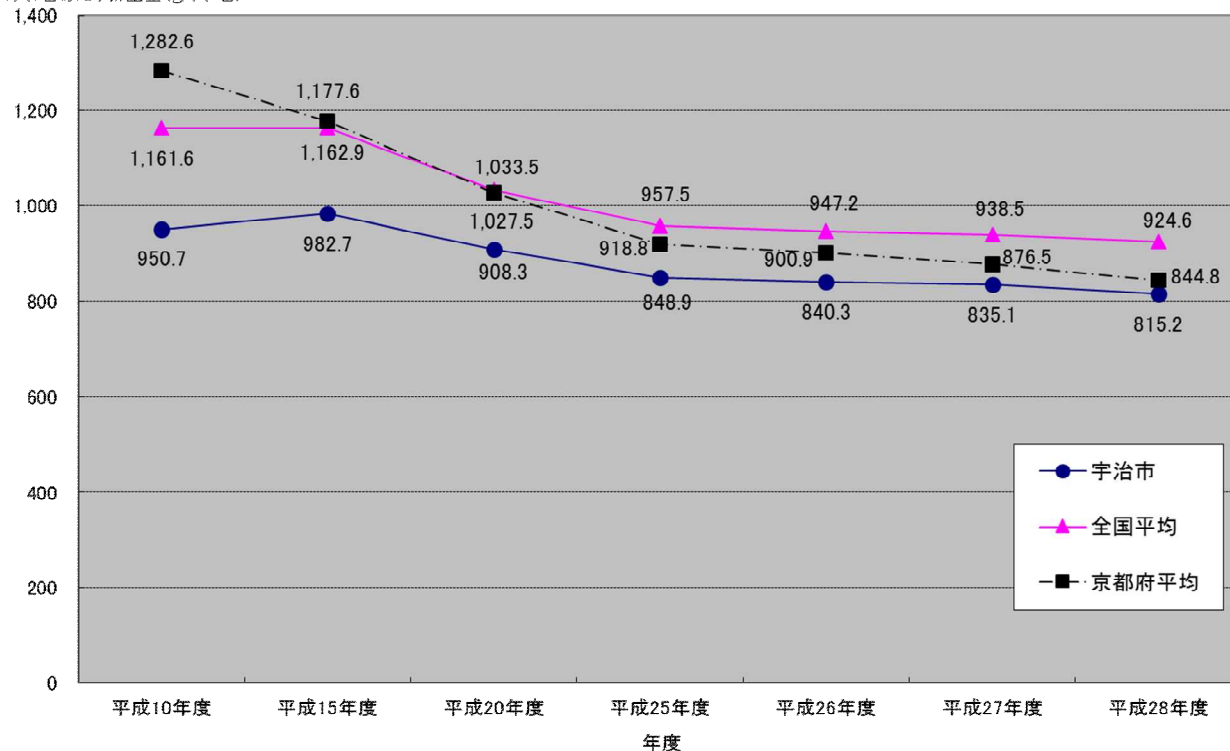


図3-6-1 全国及び京都府との比較(1人1日あたり排出量)

(2) リサイクル率

本市のリサイクル率について、全国平均及び京都府平均との比較結果を表3-6-2及び図3-6-2に示します。平成15年度の時点では、本市のリサイクル率は全国平均を下回っていましたが、平成16年度に、古紙類をもえるごみの収集対象から除外し、資源化を促進したこと等により、全国平均を上回るリサイクル率となりました。その後も市民意識の向上やブラマークの分別収集開始等によって、リサイクル率を伸ばしています。

表3-6-2 全国及び京都府との比較(リサイクル率)

(単位:%)

年度 項目	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	H28/H20
宇治市	6.1	14.4	25.2	20.7	21.2	22.8	22.7	0.90
全国平均	12.1	16.8	20.3	20.6	20.6	20.4	20.3	1.00
京都府平均	5.2	7.4	13.0	14.4	14.1	15.6	16.0	1.23
全国平均を 1とした場合の 本市の比率	0.50	0.86	1.24	1.00	1.03	1.12	1.12	0.90
京都府平均 を1とした場合の 本市の比率	1.17	1.95	1.94	1.44	1.50	1.46	1.42	0.73

注:中間処理後の資源化物の按分方法により、表3-2-1及び図3-5-3のリサイクル率と異なる場合がある。

出典:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より作成

リサイクル率(%)

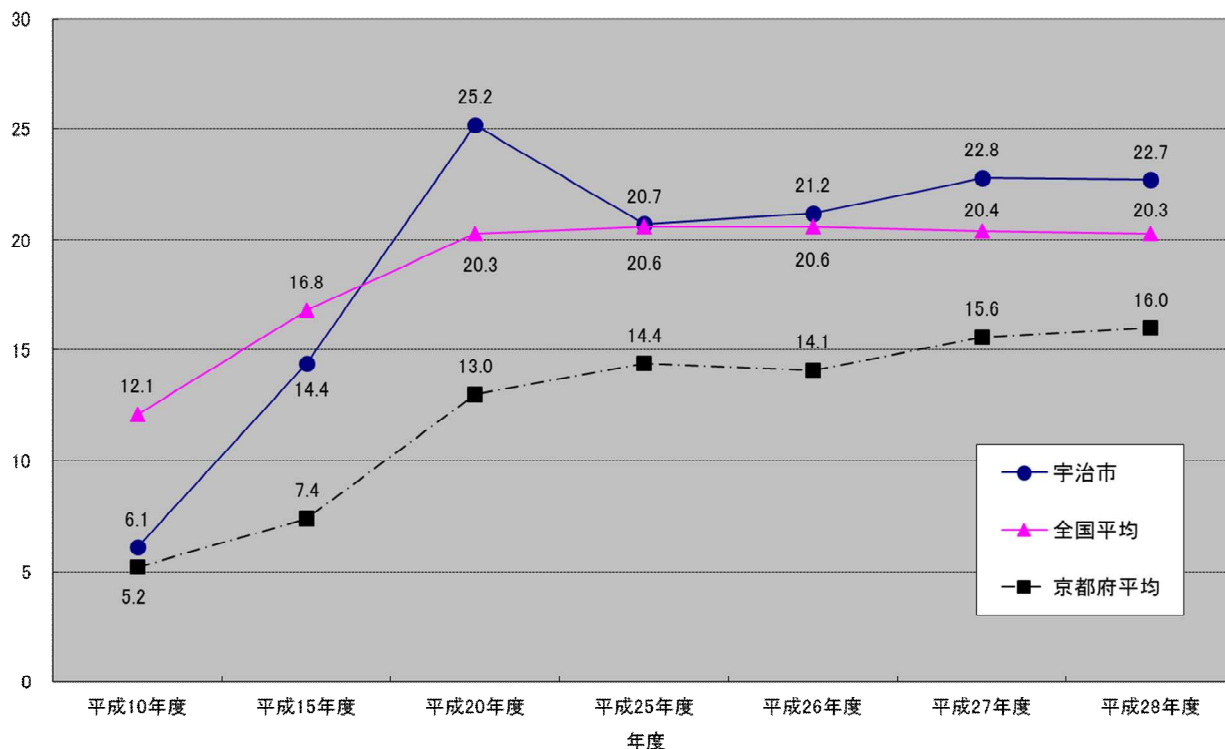


図3-6-2 全国及び京都府との比較(リサイクル率)

(3) 1人1日あたり最終処分量

本市の1人1日あたり最終処分量について、全国平均及び京都府平均との比較結果を表3-6-3及び図3-6-3に示します。近年、京都府平均は下回っており、処分量は少ない傾向にあります。全国平均では上回っており、処分量は多い傾向にあります。

表3-6-3 全国及び京都府との比較(1人1日あたり最終処分量)

(単位:g/人・日)

年度 項目	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	H28/H20
宇治市	277	182	105	129	123	95	96	0.92
全国平均	246	181	119	97	92	89	85	0.72
京都府平均	284	221	154	132	124	115	106	0.69
全国平均を 1とした場合の 本市の比率	1.13	1.01	0.88	1.33	1.34	1.07	1.13	1.28
京都府平均を 1とした場合の 本市の比率	0.97	0.83	0.68	0.98	0.99	0.83	0.90	1.32

出典:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果より作成

1人1日あたり最終処分量(g/人・日)

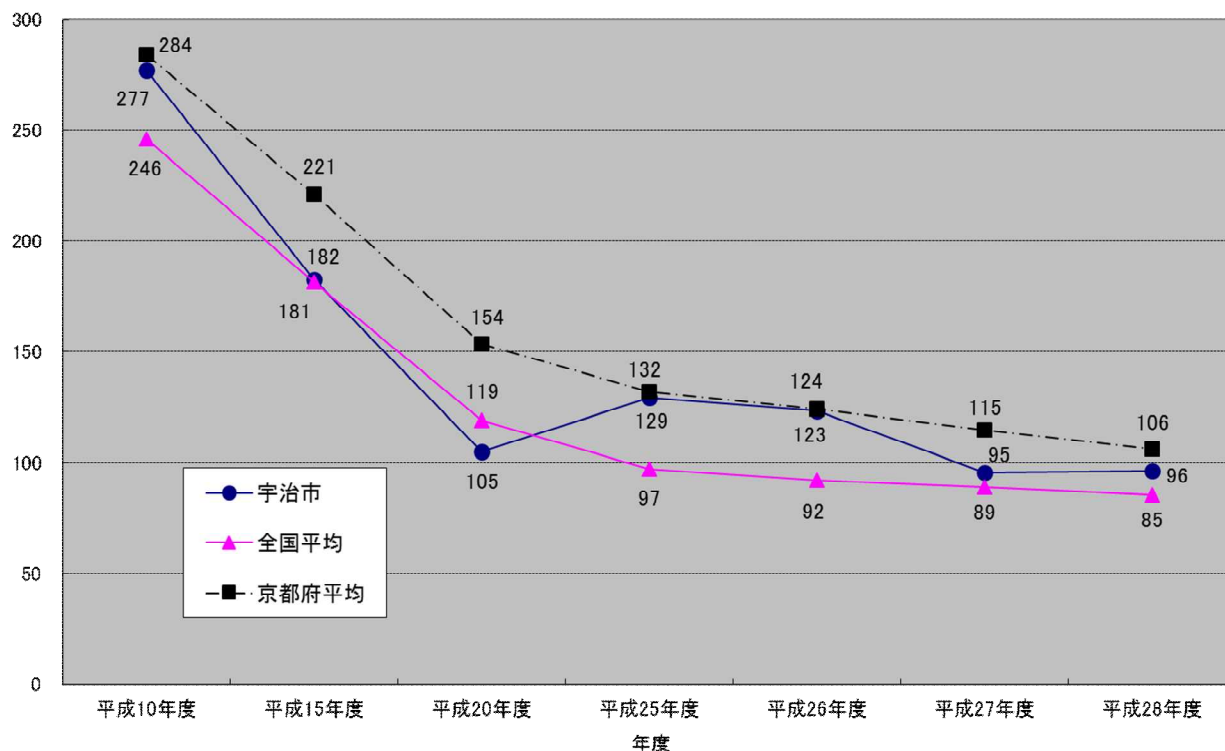


表3-6-3 全国及び京都府との比較(1人1日あたり最終処分量)

## 2. システム分析による類似都市との比較（平成 28 年度実績）

### （1）前提条件

国は、平成 28 年 9 月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」において、「市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならない。」とし、概要をまとめています。

本指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討することとします。

なお、システム分析にあたっては、環境省が作成した「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下、「支援ツール」という。)を用いて実施しました。

### （2）類似都市の抽出

支援ツールを用いて、類似都市の選定を行いました。類似都市の概要は表 3 - 6 - 4 に示すとおりです。

表 3 - 6 - 4 類似都市の概要

類型都市の概要	都市形態	都市
	人口区分	150,000人以上
	産業構造	3 次・次人口比95%以上、次人口比65%以上

上記の条件に合致する類似都市は本市を含む 36 市です（表 3 - 6 - 5 参照）。

表 3 - 6 - 5 類似都市一覧

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	
北海道	釧路市	東京都	立川市	
	苫小牧市		三鷹市	
福島県	福島市		府中市	
茨城県	ひたちなか市		調布市	
埼玉県	狭山市		町田市	
	上尾市		小平市	
	新座市		日野市	
	久喜市		東村山市	
千葉県	市川市		神奈川県	西東京市
	松戸市			鎌倉市
	野田市			藤沢市
	佐倉市	秦野市		
	習志野市	三重県	津市	
	市原市	京都府	宇治市	
	流山市	大阪府	和泉市	
	八千代市	兵庫県	伊丹市	
浦安市	川西市			
	山口県	宇部市		
	徳島県	徳島市		

(3) システム分析に基づく類似都市との比較

1) システム分析結果

システム分析に用いられた類似市町村の数値を表3-6-6に、支援ツールを用いて実施したシステム分析結果を図3-6-7と表3-6-7に示します。

なお、各数値については、家庭系と事業系の合算や各表の集計の仕方が異なるため、宇治市実績値はこれまでの集計と若干異なる他市比較用の数値となっています。

表3-6-6 類似市町村の数値

市町村名	人口 (人)	人口一人一日 当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
北海道釧路市	174,939	1.147	0.169	0.136	12,855	34,002
北海道苫小牧市	173,227	1.135	0.308	0.109	10,371	27,131
福島県福島市	284,010	1.255	0.097	0.033	11,185	17,790
茨城県ひたちなか市	159,499	1.025	0.163	0.043	6,954	17,440
埼玉県狭山市	153,276	0.820	0.282	0.007	11,894	36,132
埼玉県上尾市	228,108	0.755	0.184	0.085	10,984	39,782
埼玉県新座市	164,650	0.780	0.270	0.047	8,985	30,035
埼玉県久喜市	154,292	0.823	0.279	0.025	12,291	37,129
千葉県市川市	480,570	0.797	0.190	0.105	8,822	29,736
千葉県松戸市	491,741	0.827	0.239	0.102	11,153	34,232
千葉県野田市	155,161	0.766	0.295	0.054	10,421	33,062
千葉県佐倉市	176,300	0.806	0.196	0.055	7,766	27,550
千葉県習志野市	171,306	0.886	0.205	0.028	12,647	39,165
千葉県市原市	279,127	0.939	0.191	0.054	9,962	29,803
千葉県流山市	179,472	0.858	0.236	0.153	12,484	39,121
千葉県八千代市	195,666	0.791	0.173	0.041	13,331	46,205
千葉県浦安市	166,233	1.033	0.179	0.062	14,623	37,084
東京都立川市	181,285	0.704	0.345	0	16,666	56,610
東京都三鷹市	185,323	0.705	0.332	0	11,319	37,714
東京都府中市	258,958	0.678	0.353	0	13,185	48,083
東京都調布市	229,220	0.719	0.373	0	12,562	41,667
東京都町田市	428,203	0.788	0.261	0	13,799	40,932
東京都小平市	189,600	0.733	0.255	0.001	12,915	40,803
東京都日野市	183,511	0.661	0.265	0	12,125	42,421
東京都東村山市	150,780	0.706	0.365	0	14,625	49,401
東京都西東京市	199,698	0.687	0.346	0	15,107	51,269
神奈川県鎌倉市	176,451	1.016	0.475	0	18,888	41,534
神奈川県藤沢市	426,678	0.888	0.289	0.002	14,972	45,224
神奈川県秦野市	166,668	0.838	0.188	0.085	12,160	40,379
三重県津市	278,674	1.032	0.196	0.014	15,740	39,528
京都府宇治市	188,831	0.815	0.227	0.118	11,060	38,382
大阪府和泉市	186,699	0.821	0.142	0.126	10,178	37,786
兵庫県伊丹市	201,968	0.880	0.185	0.116	6,853	22,454
兵庫県川西市	159,751	0.896	0.228	0.072	14,830	48,126
山口県宇部市	168,460	1.072	0.295	0.102	12,059	33,689
徳島県徳島市	256,006	1.055	0.142	0.176	15,099	37,731

出典：環境省 平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果(平成28年度実績)より作成

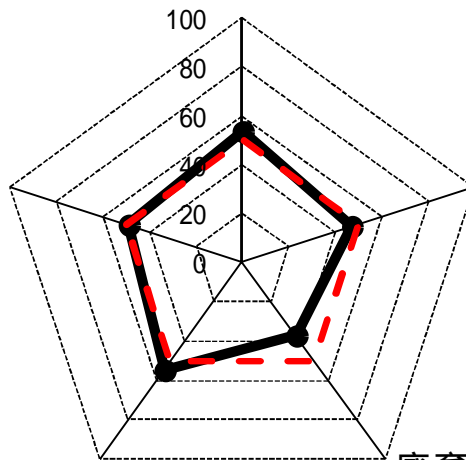


● 実績

- - 平均

人口一人一日当たり  
ごみ総排出量

最終処分減量に  
要する費用



廃棄物からの資源  
回収率(RDF・セメ  
ント原料化等除く)

人口一人当たり  
年間処理経費

廃棄物のうち最終処分  
される割合

資料:平成29年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成28年度実績)

図 3 - 6 - 7 システム分析結果

表 3 - 6 - 7 システム分析結果

標準的な評価項目	人口一人一日 当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.865	0.248	0.054	12,246	37,476
最大	1.255	0.475	0.176	18,888	56,610
最小	0.661	0.097	0	6,853	17,440
標準偏差	0.147	0.079	0.051	2,611	8,530
<b>宇治市実績</b>	<b>0.815</b>	<b>0.227</b>	<b>0.118</b>	<b>11,060</b>	<b>38,382</b>
偏差値指数	53.4	47.3	37.5	54.5	48.9

出典:平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果(平成28年度実績)

2) システム分析結果についての評価

1人1日あたりごみ排出量 少ない(本市 815g 類似都市 865g)

廃棄物からの資源回収率(リサイクル率) 少ない(本市 22.7% 類似都市 24.8%)

廃棄物のうち最終処分される割合 多い(本市 0.118t 類似都市 0.054t)

人口1人あたり年間処理経費 少ない(本市 11,060円 類似都市 12,246円)

最終処分減量に要する費用(トン当たり) 多い(本市 38,382円 類似都市 37,476円)

## 第7節 城南衛生管理組合及び構成市町の状況

### 1. 城南衛生管理組合

#### (1) 城南衛生管理組合の概要

城南衛生管理組合は、京都府南部に位置し、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町の3市3町（以下、「管内」という。）で構成され、東は滋賀県甲賀市、西は大阪府枚方市に隣接しています。管内の面積は約 214.80km<sup>2</sup> で、京都府の総面積の約 4.7%に相当します。

昭和 37 年に「宇治市外 4 町し尿処理組合」として発足し、昭和 39 年に「城南衛生管理組合」と改称、昭和 43 年からごみの共同処理事業を展開しており、昭和 56 年に井手町が加入し現在に至っています。城南衛生管理組合は、構成市町で組織する特別地方公共団体（一部事務組合）として、管内住民の日常生活から排出されるし尿の収集・運搬及び処理・処分並びにごみの中間処理、資源ごみのリサイクル及び埋立処分事業を実施するとともに、リサイクル工房の運営や広報誌「エコネット城南」の発行など、公報啓発事業を実施しています。

#### (2) 組合におけるごみ処理基本計画の策定状況

城南衛生管理組合では、一般廃棄物の適正処理、減量及び再生利用を一層推進するため、「ごみ処理基本計画」を平成 18 年度に改定し、国や京都府の施策・施行状況を踏まえ、表 3 - 7 - 1 に示す基本方針及び各種目標値を設定しています。

表 3 - 7 - 1 城南衛生管理組合 ごみ処理基本計画の基本方針及び各種目標値

項目	内容	
基本方針	1. (排出段階での対策): 構成市町村との連携による排出抑制の徹底 2. (再資源化の促進): 効率的かつ多様な再資源化体制の整備による循環型社会の構築 3. (適正処理対策): 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による低炭素社会の構築	
計画の期間	計画期間: 10年間(平成24年度～令和3年度) 中間目標年度: 平成28年度(5年毎)	
計画の基本	ごみの総排出量	<平成22年度の排出量 124,220t> 平成28年度: 121,783t、令和3年度: 119,284t
	再資源化量とリサイクル率	<平成22年度の再資源化量 23,285t> 平成28年度: 26,195t(21.5%)、令和3年度: 26,450t(22.2%)
	最終処分量	<平成22年度の最終処分量 14,023t> 平成28年度: 19,068t、令和3年度: 18,611t

出典: 城南衛生管理組合より

(3) 組合の活動経緯

城南衛生管理組合の近年における活動経緯を表3-7-2に示します。

表3-7-2 城南衛生管理組合の近年における活動経緯

実施年度	計画・法令及び新規事業等	施設整備関係
平成26年度	・地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」策定	・奥山埋立処分地排水処理施設の機能復旧 ・リサイクルセンター長谷山竣工
平成27年度		・折居清掃工場更新施設整備運営事業工事着工
平成28年度		
平成29年度	・生活排水処理基本計画(平成29年度改訂版)策定	・クリーンパーク折居竣工
平成30年度 (計画)	・城南衛生管理組合環境マネジメントシステムを策定	・クリーンピア沢のし尿等全量下水道排水開始

出典:城南衛生管理組合より

2. 構成市町の状況

構成市町におけるごみ排出状況を表3-7-3に示します。

表3-7-3 構成市町のごみ排出状況

項目	市 町								
		宇治市	城陽市	久御山町	八幡市	井手町	宇治田原町	管内	
計画処理区域内人口	(人)	188,831	77,667	16,264	72,292	7,656	9,547	372,257	
	同割合	(%)	50.7%	20.9%	4.4%	19.4%	2.1%	2.6%	100.0%
集団回収を 除いたごみ の排出量	生活系ごみ排出量	(t/年)	34,877	15,713	3,917	15,063	2,012	2,307	73,889
	同割合	(%)	47.2%	21.3%	5.3%	20.4%	2.7%	3.1%	100.0%
	事業系ごみ排出量	(t/年)	12,985	4,948	3,259	3,810	517	543	26,062
	同割合	(%)	49.8%	19.0%	12.5%	14.6%	2.0%	2.1%	100.0%
	生活系+事業系合計(A)	(t/年)	47,862	20,661	7,176	18,873	2,529	2,850	99,951
	同割合	(%)	47.9%	20.7%	7.2%	18.9%	2.5%	2.9%	100.0%
1人1日当たり排出量	(g/人・日)	694	729	1,209	715	905	818	736	
うち資源化量(B)	(t/年)	4,444	1,864	487	1,471	231	221	8,718	
市町村別集団回収量(C)	(t/年)	8,326	3,661	500	1,989	0	456	14,932	
リサイクル率((B+C)/(A+C))	(%)	22.7%	22.7%	12.9%	16.6%	9.1%	20.5%	20.6%	

注1:平成28年度実績

注2:計画処理区域内人口は10月1日現在の住民登録数

出典:京都府 平成28年度一般廃棄物処理等の概要

## 第8節 一般財団法人宇治廃棄物処理公社の状況

### 1. 一般財団法人宇治廃棄物処理公社の概要

#### (1) 沿革

宇治市の清掃行政に対応して、市内から排出される不燃性一般廃棄物及び埋立可能な産業廃棄物の埋立処理を行う為に、昭和52年に京都府知事の許可により、「財団法人宇治廃棄物処理公社」が設立されました。また、昭和53年には産業廃棄物処理業の許可を得て事業を開始し、平成25年4月より一般財団法人に移行し、今日に至っています。

#### (2) 処理施設の概要

処理施設の概要を表3-8-1に示します。

表3-8-1 処理施設の概要

項目	名称	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地		宇治市池尾仙郷山6番地2
事業の範囲		(1)一般廃棄物 不燃ごみ・粗大ごみ (2)産業廃棄物 燃え殻 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鋳さい がれき類
埋立方式		コンパクターによる破碎・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
排水処理		凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着 390m <sup>3</sup> /日(第3期は140m <sup>3</sup> /日)
埋立地面積		第1期～第3期処分地 合計 123,459m <sup>2</sup>
埋立地容積		第1期～第3期処分地 合計 1,171,156m <sup>3</sup>
開設		昭和53年6月

出典：宇治市の環境 平成29年版

#### (3) 処分(受入)料金

処分(受入)料金について表3-8-2に示します。

表3-8-2 処分(受入)料金

区分	取り扱い区分	(100kg毎 税抜)
		処分(受入)料金
一般廃棄物	家庭系	1,420円
	事業系	1,420円
産業廃棄物	廃プラスチック類を除く許可取得品目	1,900円
	廃プラスチック類	2,850円
	廃プラスチック類を除く許可取得品目の混載	2,380円
	廃プラスチック類を含む許可取得品目の混載	2,850円
	処理困難物	2,850円
	非飛散性アスベスト廃棄物	4,760円
処分料金は、取り扱い区分により、実重量に単位料金額を乗じて得た額とする。 100kgに満たないときは、その単価とする。		

出典：宇治市の環境 平成29年版

## 2. 搬入実績

年度別の搬入実績について表3-8-3に示します。

### 表3-8-3 年度別搬入実績

[一般廃棄物]		上段:件数 下段:搬入量							(搬入量単位:t)
項目	年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総 搬 入 量		3,593 件	4,107 件	3,746 件	3,792 件	2,928 件	2,605 件	2,901 件	3,274 件
		4,520.44 t	6,457.24 t	5,894.56 t	5,373.74 t	3,373.89 t	3,557.08 t	4,810.88 t	5,547.90 t
(火災廃棄物(減免))		(54)件	(122)件	(318)件	(80)件	(11)件	(41)件	(102)件	(57)件
		(95.32)t	(273.90)t	(980.45)t	(360.06)t	(33.49)t	(121.94)t	(276.93)t	(198.09)t
(クリーン宇治運動 収集廃棄物)		(19)件	(24)件	(12)件	(4)件	(8)件	(6)件	(6)件	(6)件
		(6.86)t	(5.51)t	(2.92)t	(0.39)t	(1.54)t	(0.30)t	(0.60)t	(0.45)t
(不法投棄他収集廃棄物)		(73)件	(7)件	(0)件	(4)件	(3)件	(0)件	(0)件	(0)件
		(57.00)t	(3.97)t	(0.00)t	(0.15)t	(4.91)t	(0.00)t	(0.00)t	(0.00)t

注:( )は総搬入量の内数

[産業廃棄物]		上段:件数 下段:搬入量							(搬入量単位:t)
項目	年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総 搬 入 量		3,670 件	4,330 件	3,104 件	1,994 件	2,047 件	1,722 件	1,637 件	1,558 件
		4,433.87 t	2,764.18 t	1,666.40 t	1,190.90 t	1,319.47 t	1,322.79 t	929.25 t	852.94 t
燃 え 殻		58 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		72.81 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
廃プラスチック類		2,826 件	1,828 件	1,392 件	955 件	779 件	751 件	636 件	646 件
		2,030.04 t	1,202.87 t	765.78 t	594.80 t	499.66 t	419.33 t	383.89 t	317.73 t
紙 く ず		5 件	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		4.56 t	0.27 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
木 く ず		35 件	206 件	54 件	7 件	9 件	13 件	13 件	22 件
		53.14 t	174.36 t	24.22 t	1.10 t	1.69 t	4.10 t	3.07 t	7.40 t
織 維 く ず		2 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		1.87 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
金 属 く ず		17 件	30 件	9 件	0 件		0 件	0 件	0 件
		12.92 t	13.74 t	5.24 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		86 件	9 件	16 件	4 件	7 件	12 件	11 件	17 件
		70.83 t	5.55 t	9.81 t	1.03 t	2.25 t	4.79 t	5.12 t	4.47 t
が れ き 類		418 件	32 件	40 件	5 件	10 件	4 件	22 件	16 件
		1,954.98 t	28.94 t	58.82 t	4.52 t	8.54 t	1.48 t	15.92 t	29.79 t
廃プラ類を除く混載		223 件	213 件	45 件	40 件	21 件	153 件	28 件	15 件
		232.72 t	173.01 t	25.46 t	37.20 t	10.98 t	518.38 t	18.35 t	11.35 t
廃プラ類を含む混載		-	1,955 件	1,479 件	940 件	1,182 件	749 件	904 件	802 件
		-	1,119.12 t	723.82 t	525.38 t	768.31 t	346.23 t	486.16 t	450.65 t
処 理 困 難 物		-	55 件	12 件	5 件	2 件	10 件	5 件	8 件
		-	46.32 t	13.63 t	2.40 t	1.50 t	6.48 t	1.47 t	2.11 t
非飛散性アスベスト		-	-	57 件	38 件	37 件	30 件	18 件	32 件
		-	-	39.62 t	24.47 t	26.54 t	22.00 t	15.27 t	29.44 t

出典:宇治市の環境「搬入実績」(各年)及び一般財団法人 宇治廃棄物処理公社より作成

## 第9節 ごみ処理における今後の課題

本章で取りまとめた本市の現状を踏まえ、ここでは、本市のごみ処理における主な課題を整理することとします。

### 1. ごみの減量化に関する課題

#### (1) 家庭系ごみ

本市の1人1日あたり排出量は、全国及び京都府、類似都市の平均を下回っており、減量化については、一定の水準に達しています。今後は、平成16年度に可燃ごみの対象から古紙類を除外したときのような飛躍的な減量は難しいと考えられますが、環境負荷の低減等、社会的な要請や厳しい財政状況からごみ処分費用の削減のため、さらなるごみ減量化が求められています。いずれにしても、市民や事業者との協働による地道な積み重ねが不可欠であり、市民の意識を一層高め、行動に結びつけるために、啓発や情報提供に力を注ぐとともに、ごみ減量やごみを発生させない取り組みを市民団体や事業者とさらに連携していくことが求められています。

#### (2) 事業系ごみ

事業系ごみ量については、年度によって増減がありますが、近年は微増もしくは横ばいとなっています。経済情勢にも左右されますが、事業者には法令上は事業で生じたごみは基本的に自己処理が求められる等、一般家庭以上に事業者の社会的責任は重く、ごみの減量に向けた積極的な取り組みが求められています。本市としては、事業者に対しての意識啓発と行動に結びつけるための効果的な方法を検討する必要があります。

### 2. サービスの提供に関する課題

市には、廃棄物処理法によって、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない内に収集、運搬、処分しなければならない義務が課せられており、安定的かつ効率的にサービスを提供できるよう体制づくりを進めています。

現時点では、定点収集としてもえるごみ(週2回)、もえないごみ(週1回)、平成27年1月からのプラマーク(週1回)、缶(月2回)、びん・ペットボトル(2週1回)、乾電池(もえるごみと同時)、スプレー缶・ボンベ缶・ライター(もえないごみと同時)を行っている他、紙パック・てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電を拠点回収(紙パックは63か所、その他は11か所)しています。

平成22年4月からは、市民要望の高かった高齢者・障害者の方等で、ごみ排出が困難な方への福祉部門と連携した戸別訪問サービス「ふれあい収集」を本格実施しています。

さらに、複雑化したごみ分別に対する啓発やごみに対する様々な相談、ごみ問題を中心にした環境教育等を行うふれあい啓発係を設置し、市民により身近な形で対応を行うよう努めております。

今後については、引き続き高齢社会に対応するため、福祉部門と連携したサービスを継続するとともに、さらなるごみ減量化やより適正な処理を実施するため、新たな分別品目の検討、また、ごみの発生自体を抑制するため、食品ロスや再生利用等、今日的な課題に取り組む等とともに、環境教育のさらなる充実が求められています。

### 3. 適正処理に関する課題

#### (1) 排出のルール

ごみの収集については、分別区分や収集日等、市の定めたルールに基づいて行っており、地域でもごみ置場の管理のために様々なルールが定められています。分別が適正に行われないと、中間処理や最終処分工程での支障や収集車両での火災等、収集運搬中の事故にも繋がるとともに、中間処理の負担にもなります。また、地域においても実際に排出ルールが守られずにごみ置場周辺の方や管理されている方が苦慮されている場合があります。

法令にも定められているように、ごみを定められたルールに従い分別して排出することは、ごみを排出する者の責任となっています。

#### (2) 処理システムの構築

ごみを適正に処理するためには、安定的かつ効率的なごみ処理システムの構築は、不可欠な要素です。

本市におけるごみは、もえるごみはクリーン 21 長谷山（平成 18 年 9 月運転開始）とクリーンパーク折居（平成 30 年 4 月運転開始）、もえないごみはリサイクルセンター長谷山（平成 27 年 4 月運転開始）と（一財）宇治廃棄物処理公社、溝土は宇治廃棄物処理公社、缶はエコ・ポート長谷山（平成 11 年 2 月運転開始）と社会福祉施設、びんとペットボトル、ペットボトルキャップはエコ・ポート長谷山、プラマークと蛍光管、廃パソコン（メーカー等不存在分）はリサイクルセンター長谷山、紙パックは社会福祉施設、古紙類とてんぷら油、小型家電はそれぞれ再資源化できる再生処理業者指定法人、剪定枝はクリーン 21 長谷山、廃家電は家電メーカー指定取引場所と、品目に合わせて中間処理施設に搬入しています。

また、最終処分施設である大阪湾広域臨海環境整備センターとグリーンヒル三郷山（平成 13 年 5 月運転開始）（一財）宇治廃棄物処理公社へ、焼却灰や不燃物等の直接埋立、中間処理後の不燃ダスト等の処分を依頼しています。

今後も安定的かつ効率的なごみ処理システムを維持するため、各処理施設と連携し、円滑な処理体制づくりを進める必要があります。

### 4. 財政に関する課題

ごみ収集運搬・処理経費には多大な経費が掛かり、毎年 25 億円前後（市民 1 人当たり 13,000 円前後）を要しています。類似団体の平均より低いものとなっていますが、特定財源は限られているため、多額の一般財源を要するものとなっています。

また近年は、特に厳しい財政状況下にあるため、収集運搬・処理業務のさらなる効率化に取り組む必要があるとともに、清掃部門においても新たな財源の確保が不可欠となっています。

## 第4章 計画の基本的事項（計画フレーム）の検討

### 第1節 ごみ排出量の予測手順

第3次ごみ処理基本計画では、近年のごみ量が安定傾向にあることから、基本的に、最新の実績である平成29年度の実績値（人口原単位）を基に、各年度の人口推計値を乗じる形で各年度のごみ排出量を予測するものとし、ごみ排出量及び処理量の推計フローとして図4-1-1に示します。

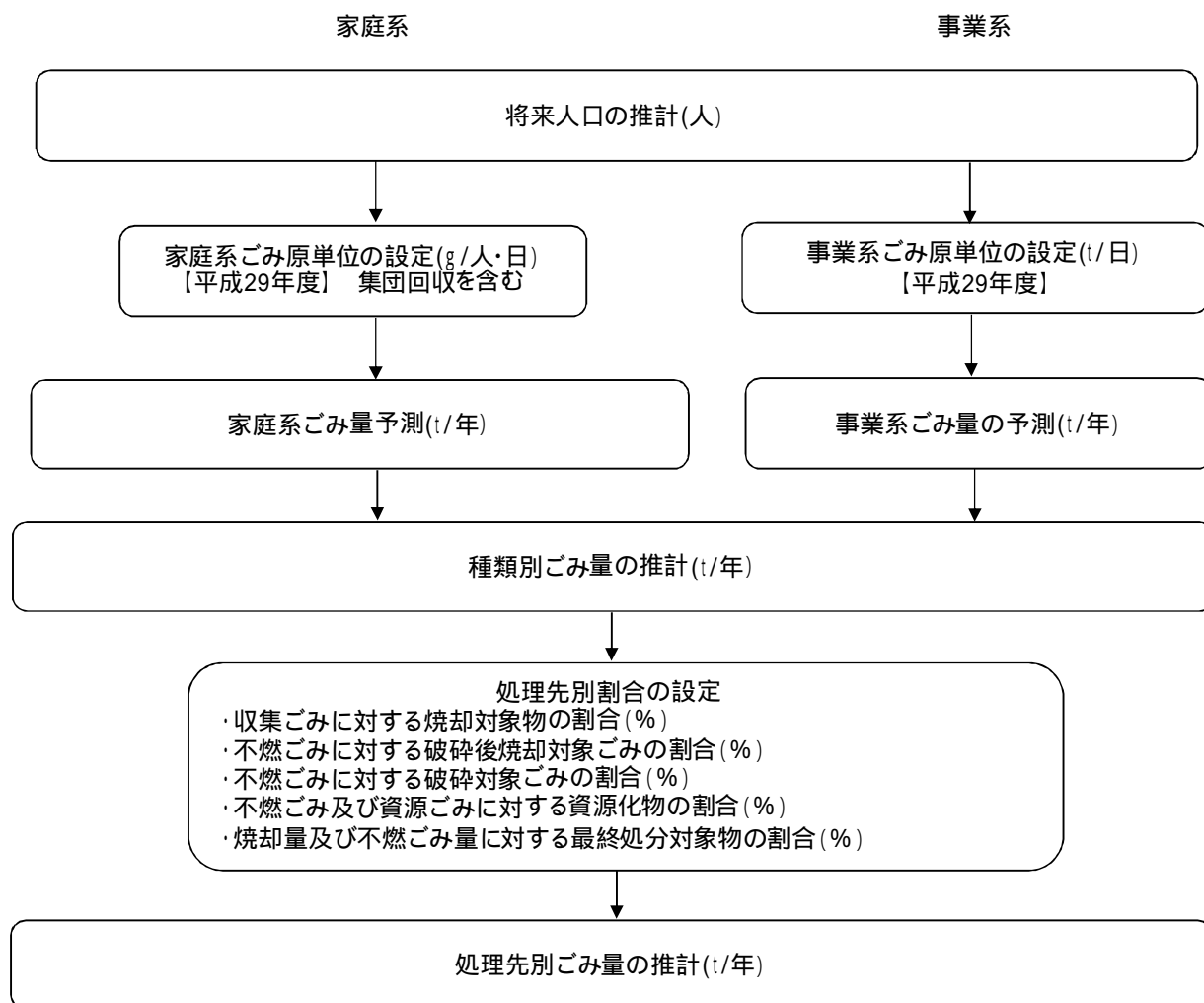


図4-1-1 ごみ排出量及び処理量の推計フロー



## 第2節 処理人口の推計

### 1. 人口の推移

本市の過去（平成10年度、15年度、20年度及び25年度～29年度）における行政区内人口は、表2-2-1と表4-2-1に示したとおり、平成23年度をピークに、人口減少傾向となっています。

### 2. 人口の推計

将来人口の推計については、宇治市第5次総合計画における将来人口予測「宇治市将来人口推計」と合わせるものとします。

なお、宇治市将来人口推計では、2020年（令和2年）から5年おきに推計値が示されているため、各年の数値については、線形補間することとします。推計結果を表4-2-1に示します。

この宇治市将来人口推計では、少子高齢化の進展により、人口減少傾向が続いていくと予測しています。

表4-2-1 計画収集人口の推計結果

	年 度	計画収集人口(人)
実績	2012年(平成21年)	192,852
	2012年(平成22年)	192,999
	2012年(平成23年)	193,188
	2012年(平成24年)	192,686
	2013年(平成25年)	191,964
	2014年(平成26年)	190,967
	2015年(平成27年)	189,798
	2016年(平成28年)	188,831
	2017年(平成29年)	188,041
予測	2018年(平成30年)	187,511
	2019年(令和元年)	186,703
	2020年(令和2年)	185,788
	2021年(令和3年)	185,014
	2022年(令和4年)	184,046
	2023年(令和5年)	183,056
	2024年(令和6年)	182,072
	2025年(令和7年)	181,073
	2026年(令和8年)	179,794
	2027年(令和9年)	178,521
	2028年(令和10年)	177,255

注：各年10月1日現在

出典：政策推進課 宇治市将来人口推計より推計

### 第3節 ごみ排出量及び処理量の推計

第2節の処理人口推計に基づき、ごみ排出量及び処理量を推計します。

#### 1. 家庭系ごみ原単位の設定（集団回収を含む）

##### （1）家庭系ごみの推移

本市の家庭系ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位の推移について表4-3-1に、家庭系ごみ原単位及び対前年度割合の推移について図4-3-1に示します。

表4-3-1 家庭系ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位の推移

項目	単位	年度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口	(人)	191,964	190,967	189,798	188,831	188,041
家庭系ごみ排出量	(t/年)	45,981.55	45,086.30	44,317.22	43,207.93	42,025.84
家庭系ごみ原単位	(g/人・日)	656.25	646.83	637.97	626.90	612.31
対前年度割合	(%)	-	-1.4	-1.4	-1.7	-2.3

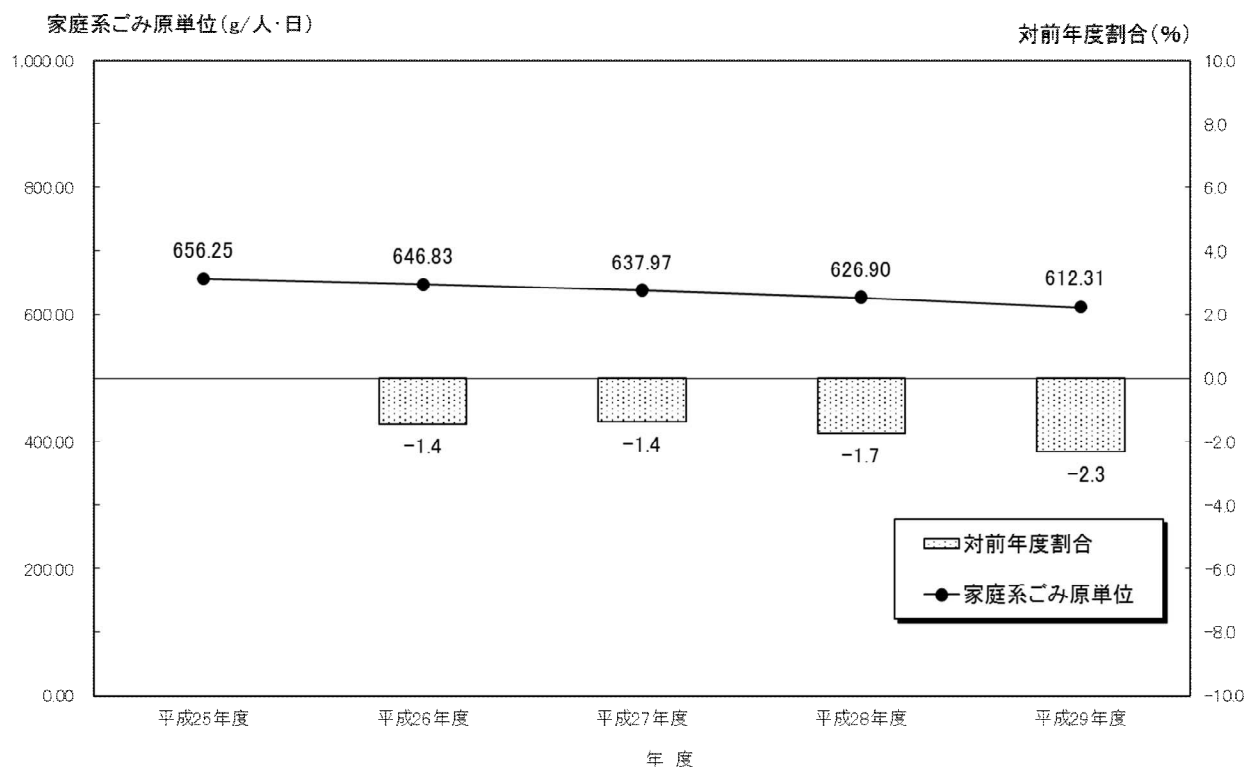


図4-3-1 家庭系ごみ原単位及び対前年度割合の推移

##### （2）家庭系ごみ原単位の設定

本市の家庭系ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位の推移については、平成27年1月のプラマークの収集開始等がありましたが、ほぼ横ばい、もしくは微減の傾向が続いています。したがって、家庭系ごみ原単位は、平成29年度実績値である、612.31g/日を設定します。

## 2. 事業系ごみ原単位の推計

### (1) 事業系ごみの推移

本市の事業系ごみ排出量及び事業系ごみ原単位の推移について表4-3-2に、事業系ごみ原単位及び対前年度割合の推移について図4-3-2に示します。

表4-3-2 事業系ごみ排出量及び事業系ごみ原単位の推移

項目	単位	年度				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業系ごみ排出量	(t/年)	13,502.04	13,495.47	13,701.73	12,984.06	12,847.49
<b>事業系ごみ原単位</b>	<b>(t/日)</b>	<b>36.99</b>	<b>36.97</b>	<b>37.44</b>	<b>35.57</b>	<b>35.20</b>
対前年度割合	(%)	-	-0.1	1.3	-5.0	-1.0

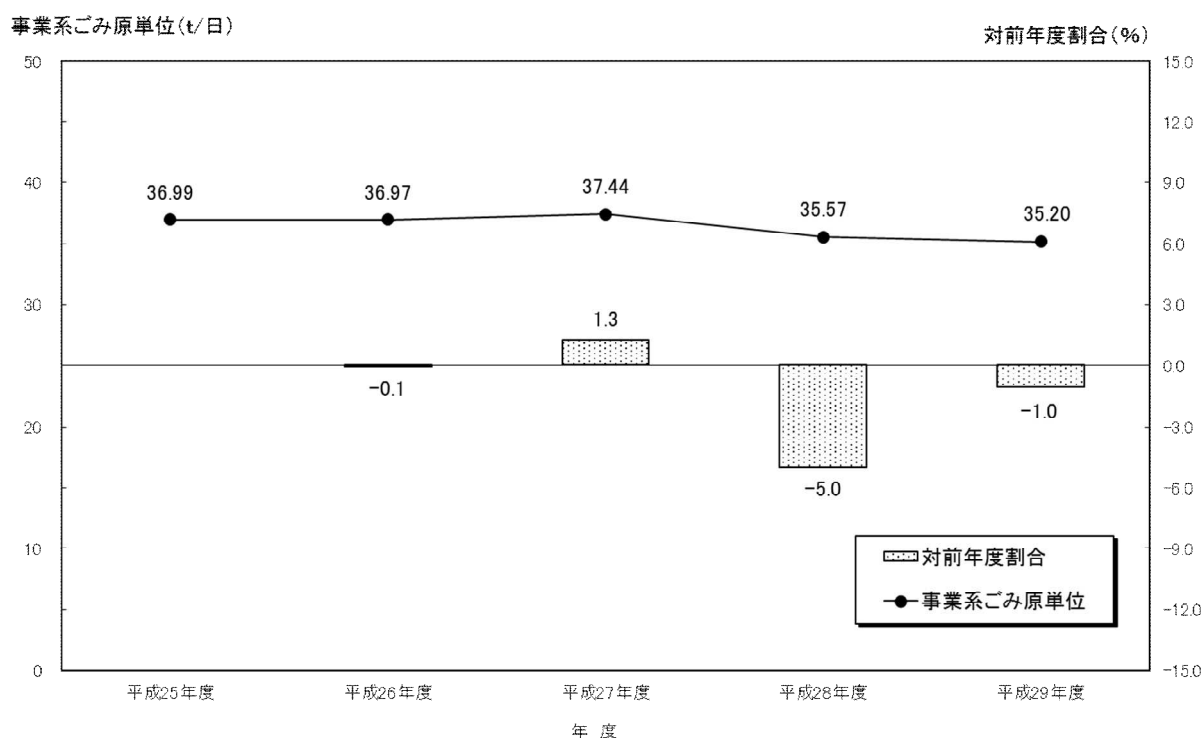


図4-3-2 事業系ごみ原単位及び対前年度割合の推移

### (2) 事業系ごみ原単位の設定

本市の事業系ごみ排出量及び事業系ごみ原単位の推移については、年度による若干の変動はありますが、ほぼ横ばいの傾向となっています。したがって、事業系ごみ原単位は、平成29年度実績値である、35.2 t/日を設定します。

### 3. 種類別・処理先別ごみ量の推計

#### (1) 種類別ごみ量の推計

第2節で求めた推計人口並びに第3節で求めた原単位及び種類別割合から、種類別ごみ量を推計します。推計結果を表4-3-3に示します。

表4-3-3 種類別ごみ量の推計（現施策継続の場合）

項目		年次	単位	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	実績	
処理人口(住民登録数:10月1日現在)			人	191,964	190,967	189,798	188,831	188,041		
家庭系ごみ	もえるごみ	収集ごみ(死獣含む)	t	24,926.71	24,725.62	24,596.80	24,174.04	23,670.88		
		収集ごみ(スプレ-缶含む)	t	9,082.37	8,377.26	6,191.72	5,780.15	5,656.41		
	もえないごみ	自己搬入	t	53.22	73.91	259.83	648.66	396.03		
		粗大ごみ(臨時・アスベスト)	t	212.59	186.35	187.97	188.08	190.74		
		合計	t	9,348.18	8,637.52	6,639.52	6,616.89	6,243.18		
	溝土			t	54.94	49.64	47.53	44.33	38.93	
	資源ごみ	資源ごみ	缶類	t	344.83	314.01	325.53	317.13	345.38	
			びん類	t	1,130.99	1,114.02	1,129.40	1,087.69	1,081.99	
			紙パック	t	28.17	24.90	21.74	20.01	19.05	
			ペットボトル	t	502.21	467.14	487.36	510.05	512.22	
			発泡トレ-類	t	84.31	59.33	-	-	-	
			プラマーク	t	-	455.02	1,908.70	1,789.11	1,673.85	
			段ボール	t	53.05	49.81	48.35	49.29	47.29	
			古紙(古布を含む)	t	197.25	189.59	188.23	181.03	174.37	
			廃乾電池	t	32.22	32.92	36.49	40.48	39.44	
			剪定枝	t	33.82	24.44	24.91	26.04	28.28	
			てんぷら油	t	6.56	7.69	9.61	9.70	10.34	
			ペットボトルキャップ	t	1.53	1.66	1.37	1.58	1.56	
			蛍光管	t	0.90	1.01	1.09	1.17	1.37	
			小型家電	t	3.28	10.96	8.85	7.18	6.81	
			廃家電(不法投棄含む)	t	6.05	6.68	7.37	6.51	7.19	
			廃パソコン	t	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	
			家庭系ごみ合計			t	36,755.01	36,171.97	35,482.85	34,882.23
	事業系ごみ	もえるごみ	収集ごみ	t	1,601.84	1,589.02	1,580.81	1,553.54	1,521.13	
			自己搬入	t	10,607.86	10,683.03	10,991.94	10,424.05	10,333.37	
			合計	t	12,209.70	12,272.05	12,572.75	11,977.59	11,854.50	
		もえないごみ	収集ごみ	t	181.10	158.75	160.13	160.21	162.48	
自己搬入			t	175.31	105.80	73.49	83.64	112.69		
合計			t	356.41	264.55	233.62	243.85	275.17		
資源ごみ		魚アラ(自己搬入)	t	476.45	487.05	464.08	448.33	438.82		
	剪定枝(自己搬入)	t	459.48	471.82	431.28	314.29	279.00			
事業系ごみ合計			t	13,502.04	13,495.47	13,701.73	12,984.06	12,847.49		
収集量(自己搬入を含む)			t	50,257.05	49,667.44	49,184.58	47,866.29	46,749.62		
集団回収	段ボール		t	1,219.24	1,213.18	1,215.31	1,179.30	1,180.94		
	古紙(古布を含む)		t	8,007.30	7,701.15	7,619.06	7,146.40	6,942.77		
	集団回収量合計		t	9,226.54	8,914.33	8,834.37	8,325.70	8,123.71		
総合計			t	59,483.59	58,581.77	58,018.95	56,191.99	54,873.33		
リサイクル率			%	20.6	20.7	22.6	22.5	22.3		

予測

2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
187,511	186,703	185,788	185,014	184,046	183,056	182,072	181,073	179,794	178,521	177,255
23,604	23,567	23,387	23,290	23,168	23,106	22,919	22,794	22,633	22,534	22,313
5,640	5,631	5,588	5,565	5,536	5,521	5,477	5,447	5,408	5,385	5,332
395	394	391	390	388	387	383	381	379	377	373
190	190	189	188	187	186	185	184	182	182	180
6,225	6,216	6,168	6,143	6,110	6,094	6,045	6,012	5,969	5,943	5,885
39	39	39	38	38	38	38	38	37	37	37
316	316	313	312	310	310	307	305	303	302	299
1,079	1,077	1,069	1,064	1,059	1,056	1,047	1,042	1,034	1,030	1,020
19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18
511	510	506	504	501	500	496	493	490	487	483
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,669	1,667	1,654	1,647	1,638	1,634	1,621	1,612	1,601	1,594	1,578
47	47	47	47	46	46	46	46	45	45	45
174	174	172	172	171	170	169	168	167	166	164
39	39	39	38	38	38	38	38	37	37	37
28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	27
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,909	3,903	3,873	3,857	3,836	3,826	3,795	3,774	3,748	3,731	3,695
33,777	33,724	33,467	33,327	33,153	33,065	32,798	32,618	32,387	32,246	31,930
1,517	1,514	1,503	1,496	1,489	1,485	1,473	1,465	1,454	1,448	1,434
10,305	10,288	10,210	10,167	10,114	10,087	10,006	9,951	9,880	9,837	9,741
11,821	11,803	11,713	11,664	11,603	11,572	11,478	11,415	11,335	11,285	11,175
162	162	161	160	159	159	158	157	156	155	153
112	112	111	111	110	110	109	108	108	107	106
274	274	272	271	269	269	266	265	263	262	259
437	437	433	432	429	428	425	422	419	418	413
278	277	275	274	273	272	270	268	266	265	263
715	714	709	706	702	700	694	691	686	683	676
12,811	12,791	12,693	12,640	12,574	12,541	12,439	12,371	12,284	12,230	12,110
46,588	46,515	46,160	45,967	45,727	45,606	45,237	44,989	44,671	44,476	44,040
1,178	1,176	1,167	1,162	1,156	1,153	1,144	1,137	1,129	1,124	1,113
6,924	6,913	6,860	6,831	6,796	6,778	6,723	6,686	6,639	6,610	6,545
8,101	8,089	8,027	7,994	7,952	7,931	7,866	7,823	7,768	7,734	7,658
54,690	54,603	54,187	53,961	53,679	53,537	53,103	52,812	52,439	52,210	51,698
22.0	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2	22.2

(2) 処理先別ごみ量の推計

1) 焼却対象物

収集ごみに対する焼却対象物の割合を表4-3-4及び表4-3-5に示します。焼却対象のうち、直接焼却するごみはもえるごみの全量です。また、破碎後焼却対象ごみについては、平成27年度～29年度の平均値であるもえないごみの80.01%としました。

表4-3-4 収集ごみ量に対する焼却対象ごみの割合

(単位:t)

項目 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	設定値	根拠
家庭系もえるごみ	24,926.71	24,725.62	24,596.80	24,174.04	23,670.88	-	-
事業系もえるごみ	12,209.70	12,272.05	12,572.75	11,977.59	11,854.50	-	-
もえるごみ合計	37,136.41	36,997.67	37,169.55	36,151.63	35,525.38	-	-
焼却対象ごみ	37,136.41	36,997.67	37,169.55	36,151.63	35,525.38	-	-
焼却率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	実績 (全量)

表4-3-5 不燃ごみ量に対する破碎後焼却対象ごみの割合

(単位:t)

項目 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	設定値	根拠
家庭系もえないごみ	9,348.18	8,637.52	6,639.52	6,616.89	6,243.18	-	-
事業系もえないごみ	356.41	264.55	233.62	243.85	275.17	-	-
もえないごみ合計	9,704.59	8,902.07	6,873.14	6,860.74	6,518.35	-	-
破碎後 焼却対象ごみ	7,535.52	6,447.69	5,592.11	5,481.39	5,133.91	-	-
不燃ごみの 破碎焼却率	77.65%	72.43%	81.36%	79.90%	78.76%	80.01%	H27-29 平均

2) 破碎対象物

収集したごみに対する破碎対象物の割合を表4-3-6に示します。破碎対象ごみについては、平成27年度～29年度の平均値である不燃ごみの93.68%としました。

表4-3-6 不燃ごみ量に対する破碎対象ごみの割合

(単位:t)

項目 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	設定値	根拠
家庭系もえないごみ	9,348.18	8,637.52	6,639.52	6,616.89	6,243.18	-	-
事業系もえないごみ	356.41	264.55	233.62	243.85	275.17	-	-
もえないごみ合計	9,704.59	8,902.07	6,873.14	6,860.74	6,518.35	-	-
破碎処理量	9,145.23	8,469.14	6,479.36	6,461.45	6,035.50	-	-
破碎処理率	94.24%	95.14%	94.27%	94.18%	92.59%	93.68%	H27-29 平均

3) 資源化物

不燃ごみ及び各資源ごみに対する資源化物の割合を表4-3-7に示します。各設定値については、過去の実績を基に設定を行いました。

表4-3-7 不燃ごみ及び資源ごみに対する資源化物の割合

(単位:t)

項目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	設定値	根拠
破碎処理後の資源化物	もえないごみ合計	9,704.59	8,902.07	6,873.14	6,860.74	6,518.35	-	-
	資源化量	233.56	264.70	371.74	450.52	453.10	-	-
	資源化率	2.41%	2.97%	5.41%	6.57%	6.95%	6.31%	H27-29平均
缶	収集量	344.83	314.01	325.53	317.13	345.38	-	-
	資源化量	272.79	273.45	288.62	287.61	299.91	-	-
	資源化率	79.11%	87.08%	88.66%	90.69%	86.83%	88.73%	H27-29平均
びん	収集量	1,130.99	1,114.02	1,129.40	1,087.69	1,081.99	-	-
	資源化量	641.57	631.82	626.11	612.80	560.54	-	-
	資源化率	56.73%	56.72%	55.44%	56.34%	51.81%	54.53%	H27-29平均
紙パック	収集量	28.17	24.90	21.74	20.01	19.05	-	-
	資源化量	28.17	24.90	21.74	20.01	19.05	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
ペットボトル	収集量	502.21	467.14	487.36	510.05	512.22	-	-
	資源化量	395.53	381.68	395.06	409.56	426.86	-	-
	資源化率	78.76%	81.71%	81.06%	80.30%	83.34%	81.56%	H27-29平均
プラマーク	収集量	-	455.02	1,908.70	1,789.11	1,673.85	-	-
	資源化量	-	272.85	1,240.97	1,292.30	1,227.93	-	-
	資源化率	-	59.96%	65.02%	72.23%	73.36%	70.20%	H27-29平均
段ボール	収集量	1,272.29	1,262.99	1,263.66	1,228.59	1,228.23	-	-
	資源化量	1,272.29	1,262.99	1,263.66	1,228.59	1,228.23	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
古紙類 (段ボールを除く)	収集量	8,204.55	7,890.74	7,807.29	7,327.43	7,117.14	-	-
	資源化量	8,204.55	7,890.74	7,807.29	7,327.43	7,117.14	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
廃乾電池	収集量	32.22	32.92	36.49	40.48	39.44	-	-
	資源化量	32.22	32.92	36.49	40.48	39.44	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
剪定枝	収集量	493.30	496.26	456.19	340.33	307.28	-	-
	資源化量	283.73	290.39	332.86	264.95	229.85	-	-
	資源化率	57.52%	58.52%	72.97%	77.85%	74.80%	75.21%	H27-29平均
てんぷら油	収集量	6.56	7.69	9.61	9.70	10.34	-	-
	資源化量	6.56	7.69	9.61	9.70	10.34	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
ペットボトルキャップ	収集量	1.53	1.66	1.37	1.58	1.56	-	-
	資源化量	1.53	1.66	1.37	1.58	1.56	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
蛍光管	収集量	0.90	1.01	1.09	1.17	1.37	-	-
	資源化量	0.90	1.01	1.09	1.17	1.37	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
小型家電	収集量	3.28	10.96	8.85	7.18	6.81	-	-
	資源化量	3.28	10.96	8.85	7.18	6.81	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
選別処理後の資源化物	もえないごみ合計	9,704.59	8,902.07	6,873.14	6,860.74	6,518.35	-	-
	資源化量	18.80	36.85	16.83	29.83	29.94	-	-
	資源化率	0.19%	0.41%	0.24%	0.43%	0.46%	0.46%	H29
魚アラ	収集量	476.45	487.05	464.08	448.33	438.82	-	-
	資源化量	476.45	487.05	464.08	448.33	438.82	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
スラグ・メタル	焼却処理量	44,671.93	43,445.36	42,761.66	41,633.02	40,659.29	-	-
	資源化量	288.06	216.92	200.87	199.70	161.80	-	-
	資源化率	0.64%	0.50%	0.47%	0.48%	0.40%	0.45%	H27-29平均
廃家電	収集量	6.05	6.68	7.37	6.51	7.19	-	-
	資源化量	6.05	6.68	7.37	6.51	7.19	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H29
廃パソコン	収集量	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	-	-
	資源化量	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	-	-	-	-	H29

注1: ペットボトルキャップ資源化量には、ペットボトルを選別処理した後のペットボトルキャップを含む。

注2: 廃パソコンは直近の実績がないため、数値化できず。

4) 最終処分対象物

収集ごみに対する最終処分対象物の割合を表4-3-8に示します。過去の実績を基に設定を行い、最終処分対象物のうち、焼却灰はもえるごみ量(焼却量)の12.02%としました。また、破碎後埋立処分対象ごみについては、もえないごみの33.84%としました。

表4-3-8 焼却量及びもえないごみ量に対する最終処分対象物の割合

(単位:t)

年度 項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	設定値	根拠
家庭系もえるごみ	24,926.71	24,725.62	24,596.80	24,174.04	23,670.88	-	-
事業系もえるごみ	12,209.70	12,272.05	12,572.75	11,977.59	11,854.50	-	-
破碎後焼却対象ごみ	7,535.52	6,447.69	5,592.11	5,481.39	5,133.91	-	-
もえるごみ合計	44,671.93	43,445.36	42,761.66	41,633.02	40,659.29	-	-
焼却灰量	5,536.81	4,894.42	5,433.09	4,990.96	4,621.98	-	-
<b>残渣率</b>	12.39%	11.27%	<b>12.71%</b>	<b>11.99%</b>	<b>11.37%</b>	<b>12.02%</b>	H27-29平均
家庭系もえないごみ	9,348.18	8,637.52	6,639.52	6,616.89	6,243.18	-	-
事業系もえないごみ	356.41	264.55	233.62	243.85	275.17	-	-
もえないごみ合計	9,704.59	8,902.07	6,873.14	6,860.74	6,518.35	-	-
埋立対象ごみ	3,196.39	2,552.71	2,325.59	2,223.08	2,299.86	-	-
<b>不燃ごみの埋立率</b>	32.94%	28.68%	<b>33.84%</b>	<b>32.40%</b>	<b>35.28%</b>	<b>33.84%</b>	H27-29平均



5) 処理先別ごみ量の推計結果

各種ごみ量に対する処理先別ごみ量の推計結果を表4-3-9に示します。

表4-3-9 処理先別ごみ量の推計(現施策継続の場合)

項目		実績 予測															(単位:t)	
		2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	
焼却対象ごみ量	焼却対象ごみ(直接焼却)	37,136	36,998	37,170	36,152	35,525	34,825	34,287	33,569	32,981	32,392	31,900	31,250	30,705	30,142	29,674	<b>29,062</b>	
	破碎後焼却対象ごみ	7,536	6,448	5,592	5,481	5,134	5,181	5,085	4,964	4,863	4,759	4,672	4,561	4,466	4,368	4,284	<b>4,178</b>	
	合計	44,672	43,445	42,762	41,633	40,659	40,006	39,372	38,533	37,844	37,151	36,572	35,811	35,171	34,510	33,958	<b>33,240</b>	
破碎対象ごみ量		9,145	8,469	6,479	6,461	6,036	6,067	5,954	5,812	5,694	5,572	5,470	5,341	5,229	5,114	5,016	<b>4,892</b>	
資源化量	破碎処理後の資源化物	234	265	372	451	453	409	401	391	383	375	368	360	352	344	338	<b>329</b>	
	缶類	273	273	289	288	300	279	274	268	263	256	252	246	240	235	231	<b>224</b>	
	びん類	642	632	626	613	561	574	563	549	538	526	516	504	493	482	473	<b>461</b>	
	紙パック	28	25	22	20	19	19	19	19	18	18	17	17	17	16	16	<b>16</b>	
	ペットボトル	396	382	395	410	427	393	386	376	369	361	354	345	338	330	324	<b>316</b>	
	発泡トレー類	81	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>-</b>
	プラマーク	-	273	1,241	1,292	1,228	1,203	1,180	1,151	1,127	1,102	1,081	1,057	1,033	1,010	989	<b>966</b>	
	段ボール	1,272	1,263	1,264	1,229	1,228	1,154	1,124	1,089	1,060	1,032	1,009	981	956	932	910	<b>886</b>	
	古紙類(段ボールを除く)	8,205	7,891	7,807	7,327	7,117	6,967	6,787	6,579	6,404	6,233	6,086	5,915	5,769	5,621	5,495	<b>5,344</b>	
	廃乾電池	32	33	36	40	39	37	36	36	35	34	33	33	32	31	31	<b>30</b>	
	剪定枝	284	290	333	265	230	295	291	285	281	277	274	268	265	262	259	<b>255</b>	
	てんぷら油	7	8	10	10	10	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	<b>8</b>	
	ペットボトルキャップ	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	<b>1</b>	
	蛍光管	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	<b>1</b>	
	小型家電	3	11	9	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	<b>6</b>	
	選別処理後の資源化物	19	37	17	30	30	30	29	28	28	27	27	26	26	25	25	<b>24</b>	
	魚アラ(自己搬入)	476	487	464	448	439	443	437	429	422	416	411	405	400	395	391	<b>386</b>	
	可燃処理後の資源化物(スラグ等・焼却灰磁選物)	288	217	201	200	162	180	177	173	170	167	164	161	158	155	153	<b>149</b>	
	廃家電(不法投棄含む)	6	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	<b>5</b>	
廃パソコン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>		
合計	12,247	12,155	13,095	12,638	12,260	12,007	11,729	11,398	11,121	10,848	10,617	10,339	10,102	9,861	9,656	<b>9,408</b>		
最終処分量	焼却灰	5,537	4,894	5,433	4,991	4,622	4,809	4,733	4,632	4,549	4,466	4,396	4,305	4,228	4,148	4,082	<b>3,996</b>	
	もえないごみ等埋立対象物	3,196	2,553	2,326	2,223	2,300	2,192	2,151	2,099	2,057	2,013	1,976	1,929	1,889	1,847	1,812	<b>1,767</b>	
	合計	8,733	7,447	7,759	7,214	6,922	7,000	6,884	6,731	6,606	6,478	6,372	6,234	6,117	5,996	5,894	<b>5,763</b>	

## 第5章 基本計画

### 第1節 基本方針

#### 1. 基本理念

私たち人類が進めてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球規模での環境問題を生じさせています。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。

私たち1人1人がそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にす文化を育み、循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めなければなりません。

宇治市では、次のとおり基本理念を定め、実現を目指します。

#### 基本理念

#### 「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」

\* 共生の環とは...

この計画では、“地球環境との調和”、“市民・事業者・行政による協働”、“次代への継承”などをイメージしており、“人と人のつながり”の中で、“循環型社会”を目指す姿を表現しています。

#### 2. 3つの基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進します。

##### (1) 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、行政が連携して、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3Rを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

##### (2) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

良質のサービスを効率的かつ安定的に供給するため、ごみ処理システムの充実に努めます。

##### (3) ごみの適正処理の推進

違法行為や不適正処理の防止、ごみの排出マナーの向上などに努め、秩序ある安全で快適な社会を目指します。

### 3. 市民、事業者、行政の責務

法令によって、国民（市民）、事業者、行政の責務が定められています。また、実際の地域社会においては、町内会・自治会などの市民団体が重要な役割を担っています。これらのことを基本に役割を分担し、連携を図りながら取り組みを推進します。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

##### （国民の責務）

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

##### （事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 省略

3 省略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

## 第2節 ごみ減量化目標

### 1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、2028年（令和10年）度とします。なお、基準年度は最新データである平成29年度とします。

**目標年度：2028年度（令和10年度）**

**基準年度：2017年度（平成29年度）**

### 2. ごみ減量化目標値の設定

基本理念及び基本方針に基づき取り組みを進めていくために、ごみ減量化のチャレンジ目標値及びスローガンを下記のとおり設定します。

#### （1）ごみの発生抑制に関する目標値

**家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）**

**：1人1日あたり平均排出量を8%削減**

**事業系ごみ：1日あたり平均排出量を8%削減**

#### （2）ごみのリサイクルに関する目標値

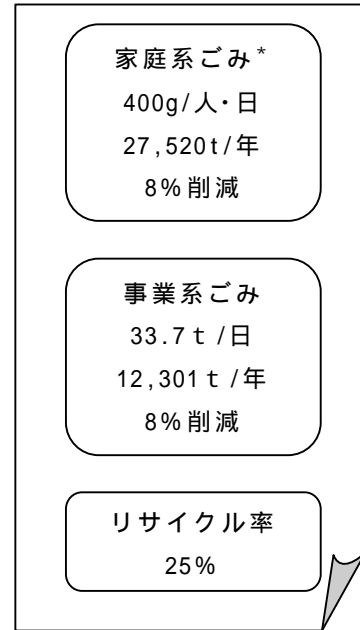
**リサイクル率 25%（集団回収を含む）**

#### （3）ごみ減量化のスローガン

**考えよう！ ごみの減量 宇治市の未来**

基準年度  
2017(H29)

目標年度  
2028(R10)  
目標値



注：\*は可燃ごみ及び不燃ごみの合計を指す

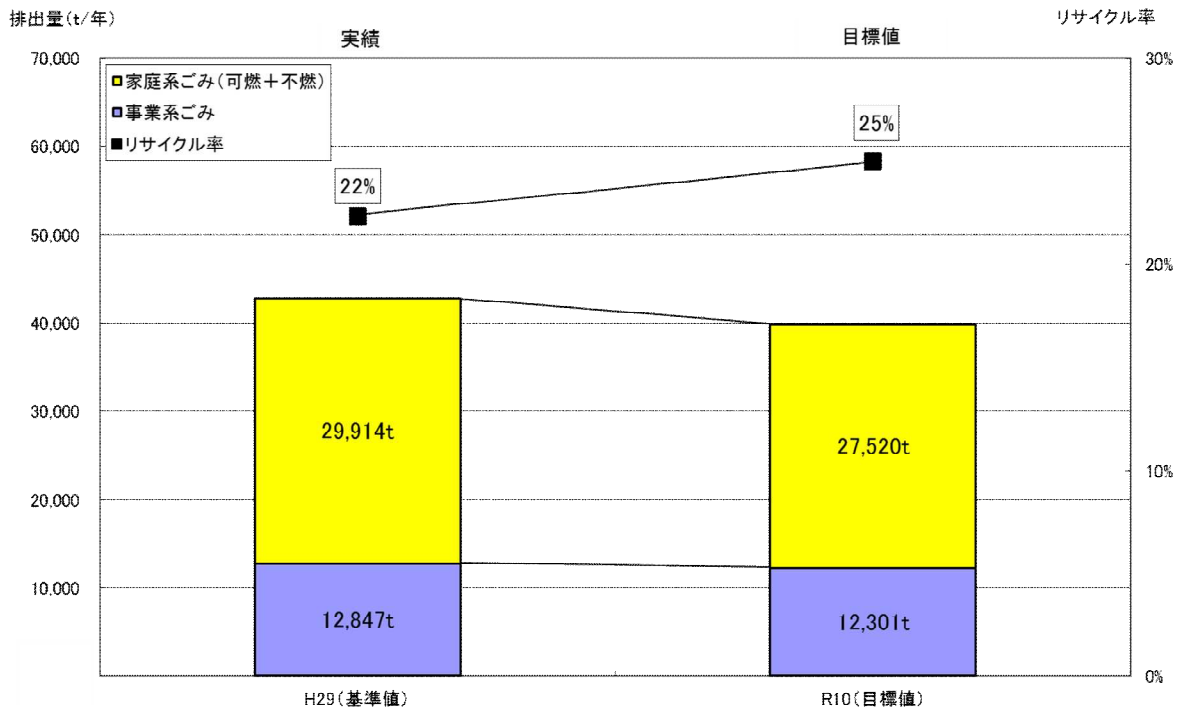


図 5 - 2 - 1 基準値と推計値の関係

### 第3節 行動計画

基本方針に基づき、市民、事業者、市が、それぞれ立場、また協働して実施すべき行動指針を以下に示します。

#### 1. 市民

市民の皆さんそれぞれが「ごみを捨てる」ではなく「ごみを出す」という意識から、必要でなくなったモノのゆくえを考え、出来るだけ環境に負荷がかからない行動につなげる。

##### (1) 環境への配慮

- 環境への負荷が大きいとされる製品を出来る限り使わないようにする。
- ごみとなった時に環境への影響が大きいモノは、市の分別に従ってきちんと出す。

##### (2) ごみの抑制(リデュース)の取り組み

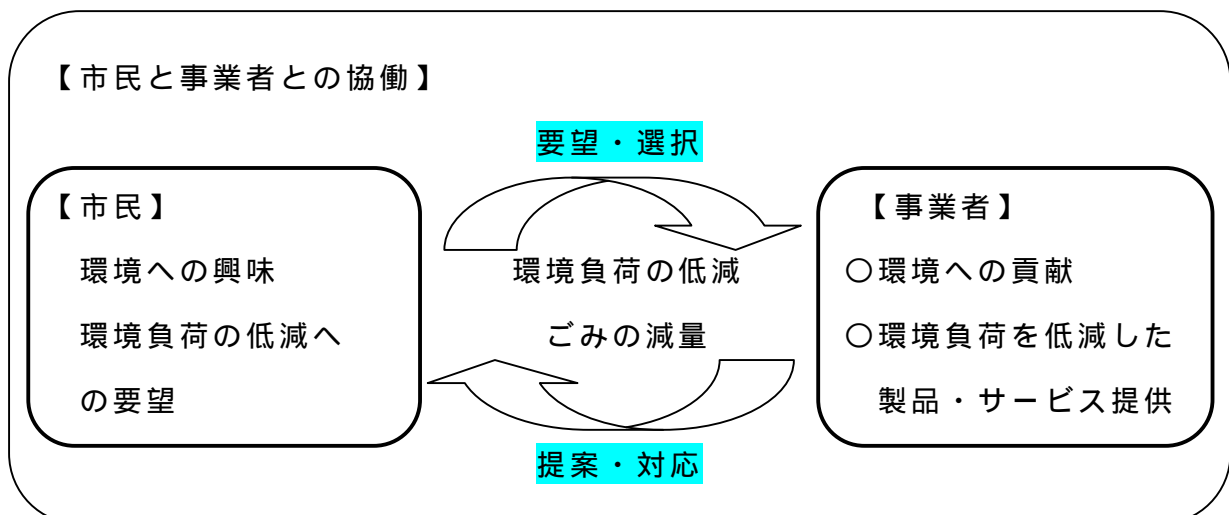
- 生ごみとして出す前に、水分をよく切る。(生ごみの約50%が水分)
- 調理の方法を工夫して、調理の残菜を減らす。
- 食事を作りすぎないように工夫し、後で分けて食べる等、食べ残さずに食べ切る。
- マイバック、マイボトル等を利用することで、使い捨て容器・製品の消費を減らす。

##### (3) 再利用(リユース)の取り組み

- 積極的にリユースが可能な製品の購入を心がける。
- 衣類や家具の交換といった身近なリユースに取り組む。

##### (4) 再生(リサイクル)の取り組み

- ルールに従った、ごみの分別を徹底する。
- 古紙回収に参加して、もえるごみに古紙類を出さないように努める。
- 包装紙の紙、紙製の容器包装、カタログ類等も雑紙として、古紙回収に出す。



## 2. 事業者

事業者の皆さんそれぞれが、事業に伴うごみは自己処分する原則のもとに、出来るだけ環境に負荷がかからない行動につなげる。

### (1) 環境への配慮

○生産・販売・廃棄を通して、環境への影響ができる限り少なくなるように努める。

### (2) ごみの抑制（リデュース）の取り組み

○包装は出来る限り避けるか、簡素なものを勧める。

○計画的な仕入れや販売で商品が残ってごみとならないように努める。

○できるだけ長く使える製品の利用・販売に努める。

○ごみが出にくい製品づくりに努める。

### (3) 再利用（リユース）の取り組み

○使わなくなったモノを再利用しやすい製品開発や環境作りに努める。

○フードサイクルに取り組む。

### (4) 再生（リサイクル）の取り組み

○多量・均質であることが多い事業系ごみの特性を生かしてリサイクルに努める。

○事業系の生ごみ・あらゆる古紙について、リサイクルに努める。

○ごみとなっても分別しやすいモノづくりに努める。

### (5) 適正なごみ処理の実施

○一般廃棄物・産業廃棄物を通して、適正かつ安全な処理を行う。

○紙おむつ等、衛生面に配慮が必要な廃棄物は、指定袋やコンテナを導入する等、ごみの収集・処理においても衛生が保てるよう協力する。

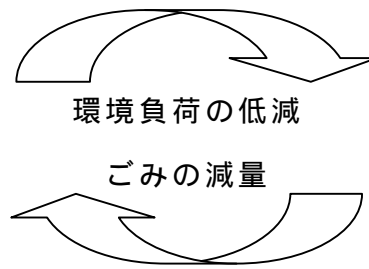
○有害物質が使われている製品は、最小限の利用に留める。

### 【事業者と行政の協働】

#### 【事業者】

環境への貢献  
適正なごみ処理

提案・提供



#### 【行政】

○環境負荷低減への  
支援・仕組みづくり  
○適正処理へ誘導

支援・誘導

### 3. 行政

市民・事業者の皆さんが、出来るだけ環境に負荷がかからない行動ができるよう、あらゆる啓発を行うとともに仕組みづくりに努める。

#### (1) 環境への配慮

○環境問題への関心を高めるため、未来を担う子供達を対象にした環境教育を中心にあらゆる支援を実施します。

#### (2) 市民・事業者への広報・支援

○3Rへの関心や適切な処理方法を普及させるため、情報提供及び支援に努めます。  
(市政だより・ごみ収集カレンダー・ホームページ・職員出前講座等)

○食品ロス削減につなげるため、食べ切りをテーマとした調理実習やイベントなどに取り組みます。

○事業系ごみの発生抑制及びリサイクルを促進するため、広報に努めます。

#### (3) ごみの抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)の取り組み

○市民と事業者の模範となるよう、市のあらゆる活動で環境への配慮に努めます。

○長く使える製品を選び、ごみとなるまでのサイクルを長くするように努めます。

#### (4) 適正かつ安定なごみ処理の実施

○城南衛生管理組合や(一財)宇治廃棄物処理公社等と連携して、適正かつ安定なごみ処理システムを運営します。

○分別収集への協力を呼びかけ、分別精度の向上に努めます。

○ごみの不適正排出や不法投棄に対して、指導の徹底を図るとともに、自治会等と協力して啓発に努めます。

○適正処理や減量化の促進のために効果が高い、新たな分別収集品目を検討します。  
(水銀を含有したごみ等)

○事業系ごみは、城南衛生管理組合と連携して展開検査を含む排出指導に努めます。

○災害等の事態に対応できる処理体制づくりを進めます。

#### (5) 市民サービスの充実

○ふれあい収集制度等、市民ニーズの高い事業の実施・拡充に努めます。

○ごみの分け方や収集日程等について、新たな情報提供の手法を検討します。

○臨時ごみ収集時の収集運搬料金について、キャッシュレス化の支払いを検討します。



( 6 ) 古紙回収事業の推進

自治会等の地域団体による、古紙及び古布の集団回収事業を推進します。また、さらなるもえるごみの減量につなげるため、雑紙類の回収が進むように努めます。

近年の古紙相場は、平成14～16年現在の古紙回収事業報償金制度導入当時と異なり、一定水準で推移しており、有償回収が可能なケースもあります。

様々な地域活動を担っている自治会等の地域団体は、報償金や古紙の売却益が貴重な財源となっている上、古紙回収量はペーパーレス化等により減少傾向であり、報償金の廃止や減額は、地域活動へ影響を及ぼすことも懸念されます。

このような状況を踏まえ、宇治市においては地域コミュニティを担う自治会等の地域団体の影響を考慮しながら、見直しについて検討します。

参考として古紙回収事業の実績を表5-3-1に示します。

表5-3-1 古紙回収事業の実績

項目 \ 年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施団体	154	513	501	521	528	532	535	537
古紙回収量(kg)	1,126,778	6,623,247	10,776,705	9,476,835	9,153,730	9,070,945	8,556,015	8,345,365
古紙回収量の伸び	1.00	5.88	9.56	8.41	8.12	8.05	7.59	7.41
報償金支払額(円)	5,633,890	33,102,595	54,621,075	46,132,675	44,571,650	44,171,825	41,628,475	40,618,525
売却処理手数料(円)	4,489,610	476,800	-	-	-	-	-	-
古紙回収経費(円)	10,123,500	33,579,395	54,621,075	46,132,675	44,571,650	44,171,825	41,628,475	40,618,525

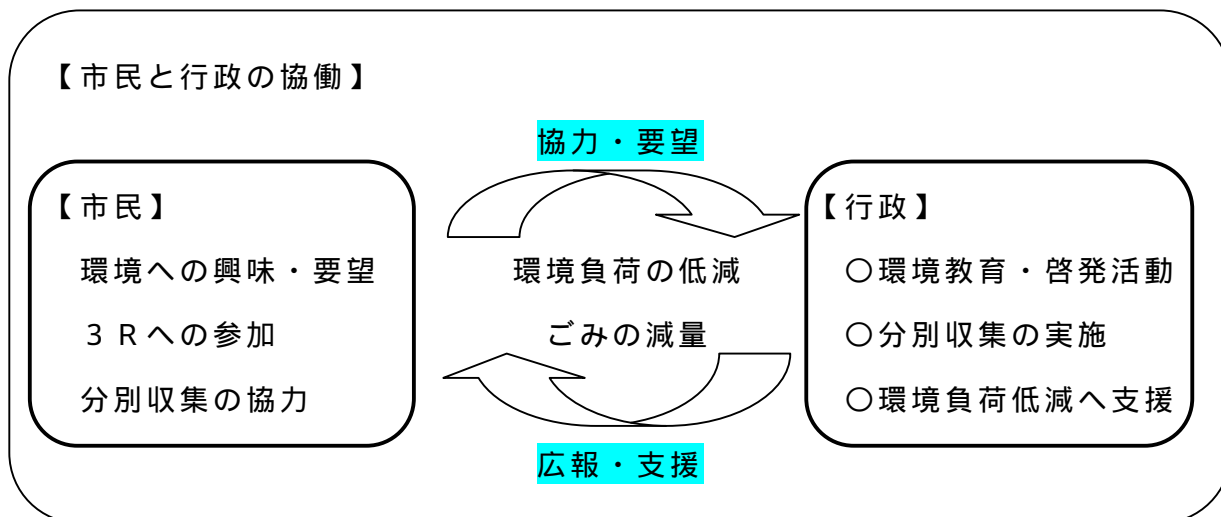
注:古紙回収量の伸びは平成10年度を1とする。 出典:宇治市の環境「古紙回収事業」(各年)及びごみ減量推進課資料より作成

( 7 ) 有料ごみ袋制について

環境負荷の低減や埋め立て処分地の延命のため、さらなるごみ減量をめざす必要があるとともに、市の財政状況が、人口減少・少子高齢社会の進展等のため厳しい状況が見込まれています。一方、市民負担が伴うことには、配慮する必要があります。

また、現在の無料指定ごみ袋制は、減量努力が費用負担の増減に反映しにくい面があるとともに、有料袋を導入している他市のごみが流入することも懸念されます。

このような状況を踏まえ、宇治市においては引き続きごみ減量に資する事業等を展開するために、有料ごみ袋制について検討します。



## 第4節 SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について

### 1. SDGs (エス・ディー・ジーズ) Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。(外務省ホームページより)

### 2. 国際社会 (国連としての位置づけ)

MDGs (2001~2015) を開発分野の羅針盤として15年間で一定の成果を上げた

⇒ 一方で、教育、母子保健、衛生といった目標が未達成

サハラ以南のアフリカなど一部地域などでの目標達成の遅れ

**新たな問題** 深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応



未達成の問題への対応・新たな問題への対応、国際的な環境の変化等

SDGs (2016~2030) を持続可能な開発として掲げた

MDGsは、開発途上国のための目標であったのに対し、SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない問題を含む、すべての国で適用される普遍的 (ユニバーサル) な目標 (17ゴール169ターゲット)。

⇒ そのために様々な主体が連携して、様々なリソースを活用する「グローバル・パートナーシップ」を築いていくとされている。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsの17の目標

貧困 飢餓 保健 教育 ジェンダー 水・衛生 エネルギー  
経済成長と雇用 インフラ、産業化、イノベーション 不平等 持続可能な都市 持続可能な生産と消費 気候変動 海洋資源 陸上資源 平和  
実施手段

3. SDGs主要課題におけるG20議長国日本のリーダーシップ

国際社会によるSDGsの取組を牽引しつつ、そのための科学技術イノベーション(STI for SDGs)の更なる活用を推進。

⇒ 強靱かつ環境に優しい「国づくり」のため、質の高いインフラ、防災、海洋プラスチックごみ対策、気候変動対策等へ貢献

(抜粋) 海洋プラスチックごみ対策

世界全体での海洋プラスチックごみ問題の解決を目指し、この問題に対する以下の実効的な取組を推進するためのイニシアティブを主導。

3Rや廃棄物処理に係る制度構築及びインフラ整備への支援、民間投資や官民連携の推進

代替素材等に関するイノベーション

モニタリング手法の策定等、科学的知見の集積・共有

日本政府によるSDGsを推進するための取組(8分野)

あらゆる人々の活躍の推進

健康・長寿の達成

成長市場の創出、市場活性化、科学技術イノベーション

持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会

生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

平和と安全・安心社会の実現

SDGs実施推進の体制と手段

(抜粋)

省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会

徹底した省エネの推進 エネルギー科学技術に関する研究開発の推進

気候変動対策やCCSの調査・研究 循環型社会の構築 国際展開・国際協力

食品廃棄物の削減や活用 農業における環境保護 持続可能な消費の推進

生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

持続可能な農林水産業の推進や林業の成長産業化 世界の持続可能な森林経営の推進

地域循環共生圏構築 森林の国際協力 大気・化学物質規制対策

海洋 海洋ゴミ対策の推進 地球観測衛星を活用した課題解決

#### 4. SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について

SDGsは国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置づけている世界的な目標となっています。2030年とされているSDGsの目標期間も本計画とほぼ同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等が含まれており、宇治市としても国際的な動きや国の考え方を注目しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めます。

##### (1) SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画における市民・事業者の取り組み

本計画において、市民の皆さんと事業者の皆さんに求められているSDGsへの取り組みは、SDGsの17の目標のうち、目標（持続可能な生産と消費）「持続可能な生産消費形態を確保する」であり、SDGsを受けて日本が具体的に推進するとした取り組み（8分野）の中にある循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等になります。

この役割は、本計画の第5章第3節「行動計画」にある「1.市民」及び「2.事業者」で示している行動指針が該当します。

##### 行動指針

###### 1. 市民

- (1) 環境への配慮
- (2) ごみの抑制（リデュース）の取り組み
- (3) 再利用（リユース）の取り組み
- (4) 再生（リサイクル）の取り組み

###### 2. 事業者

- (1) 環境への配慮
- (2) ごみの抑制（リデュース）の取り組み
- (3) 再利用（リユース）の取り組み
- (4) 再生（リサイクル）の取り組み
- (5) 適正なごみ処理の実施

##### (2) SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画における行政の取り組み

###### 1) すでに取り組んでいる項目

- 「食品ロス」を減らすための、市内小学校と連携した環境教育の一環としての、「食べきり広げようゼロの輪」(給食学習会等)、京都文教大学と連携したレシピの開発
- 環境教育、出前講座による水切りの啓発
- 資源ごみの分別収集を実施

###### 2) これから取り組むべき項目

- SDGsの考え方に則った、市民・事業者・行政の連携を行動に結びつける
- 事業系生ごみのリサイクル対策
- 廃プラスチックへの対策（3Rと適正処理）
- 新たな分別収集品目の検討

## 第5節 収集・運搬計画

### 1. 収集運搬の主体

市域から発生する家庭系ごみの収集・運搬については、適正処理困難物などを除き市が行い、事業系ごみについては、事業者の責任において処理を行うことを基本とします。

### 2. 分別区分及び収集方法等

平成30年度現在、市が収集するごみについては、表5-4-1のとおりとしており、毎年度、実施計画で定めます。

表5-4-1 分別収集品目一覧

収集区分	区分	収集方法	排出方法	主な回収車両	回収頻度
もえるごみの日	厨芥ごみ他	定点	袋	パッカー車	2回/週
	廃乾電池		別袋	(別途積載)	
もえないごみの日	金属、プラスチック等	定点	袋	パッカー車	1回/週
	スプレー缶・ボンベ缶		別袋	(別途積載)	
	ライター		別袋	(別途積載)	
プラマークの日	プラスチック製容器包装	定点	袋	パッカー車	1回/週
缶の日	缶類	定点	袋	パッカー車	2回/月
びん・ペットボトルの日	びん類	定点	別袋	ダンプ車	1回/2週
	ペットボトル		別袋	パッカー車	
古紙回収 (集団回収できない団体)	新聞、雑誌、段ボール、古布	定点	紐がけ	平ボディ車	1回/月
有料事業所ごみ	事業系のもえるごみ	申請・戸別	袋	パッカー車	5回以内/週
死獣回収	犬・猫等の死骸	申請・戸別 指定箇所	無指定	ダンプ車	随時
臨時・大型ごみ	臨時ごみ・大型ごみ	申請・戸別	無指定	パッカー車	随時
	大型ごみ(一部)			ダンプ車	
	家電リサイクル法対象品				
	廃棄パソコン				
溝土回収	溝掃除の土砂等	申請・指定箇所	回収容器	ダンプ車	随時
拠点回収	紙パック	拠点回収	紐がけ	平ボディ車	1回/週
	廃食油		ボトル等		
	ペットボトルキャップ		無指定		
	蛍光管				
	小型家電				

大型ごみの一部は、マッサージチェア・大型マットレス・コンクリートブロック等  
 家電リサイクル法の対象品は、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機等  
 廃棄パソコンは、メーカー及びパソコン3R推進協会処分対象外品  
 拠点回収品目は、もえないごみの日などにも排出することができる

## 第6節 中間処理計画

もえるごみやもえないごみは、最終処分場への負荷を低減するため、中間処理として焼却や破碎を行い、衛生的な処理とともに、ごみ減容化や含まれる金属類の資源化をします。また、資源ごみは、資源としての精度を上げるため、手選別等により異物の除去や選別を行っています。

### 1. 中間処理施設

市域から排出されたごみ（一般廃棄物に限る）については、城南衛生管理組合で中間処理を行うことを基本とし、詳細は実施計画で定めます。

### 2. 施設の概要

城南衛生管理組合の中間処理施設の概要について表5-5-1に示します。

表5-5-1 中間処理施設の概要

施設の名称	施設の種類	規模	処理方式	稼働年	運営主体	
城南衛生管理組合	クリーン21長谷山	焼却処理施設	240t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H18.9	城南衛生管理組合
	クリーンパーク折居	焼却処理施設	115t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H30.4	
	小動物焼却施設	小動物 焼却施設	100kg/2h	台車付 直上再燃焼式	H18.9	
	エコ・ポート長谷山	リサイクル センター	46t/日	-	H11.2	
	リサイクルセンター長谷山	リサイクル センター	粗大・不燃ごみ:60t/日 プラスチック製容器包装:17t/日	二軸低速回転式 + 堅型高速回転式	H27.4	

出典：城南衛生管理組合より

## 第7節 最終処分計画

中間処理等を経て、最終的に残った再生利用が困難なごみを、埋立により処分します。

### 1. 最終処分施設

中間処理後の最終処分については、大阪湾臨海環境整備センター(尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖)、城南衛生管理組合(グリーンヒル三郷山)、(一財)宇治廃棄物処理公社(仙郷山廃棄物埋立処分地)において埋立処分を行います。

各施設とも当面の残容量は確保されていますが、ごみの減量化によりさらなる施設の延命に努めます。

最終処分施設の概要について表5-6-1に示します。

表5-6-1 最終処分施設の概要

施設の名称	施設の区分	規模	埋立方式	稼働年	運営主体
尼崎沖埋立処分場 泉大津沖埋立処分場 神戸沖埋立処分場 大阪沖埋立処分場	管理型	7,600万m <sup>3</sup>	海上埋立	S61.4	大阪湾広域臨海 環境整備センター
グリーンヒル三郷山	管理型	200,000m <sup>3</sup>	サンドイッチ 方式	H13.5	城南衛生管理組合
一般財団法人 宇治廃棄物処理公社 廃棄物埋立処分地	管理型	1,171,156m <sup>3</sup>	サンドイッチ 方式	S53.6	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社

出典：大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ、城南衛生管理組合、一般財団法人 宇治廃棄物処理公社より

**あ行**

**一般廃棄物**

一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」については家庭から出されるごみの他、事業所から出されるごみのうち産業廃棄物として定められている以外のもの（飲食店からの厨芥や事務所から紙ごみ等）をいう。

**宇治市廃棄物減量等推進審議会**

「宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により定められた、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するための機関。

**大阪湾広域臨海環境整備センター**

近畿圏から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の確保を目的として1982年（昭和57年）に大阪、京都等6府県168市町村（現在）と港湾管理者4団体が出資して設立した広域臨海環境整備センター法に基づく特殊法人。搬入基地9か所、最終処分場4か所がある。

**温室効果ガス**

一般に、太陽からの日射エネルギーを通過させ、地表から放射される熱（赤外線）を吸収する性質をもった気体のこと。吸収された熱は再び地表へ放射されるので、温室効果ガスの増加によって地表の温度は上昇する。産業革命以降、人為的な活動により温室効果ガス排出量は増加傾向にある。主なものに二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

**か行**

**家庭系ごみ**

家庭から排出される廃棄物のこと。

**家電リサイクル**

平成13年4月から施行された「特定家庭用機器再商品化法（通称 家電リサイクル法）」では、特定の家電製品を廃棄する場合、これらを小売業者等に適切に引き渡すことが求められており、小売業者、メーカー等にはこれらの廃棄物をそれぞれ収集・運搬し、再商品化するなどの役割が決められている。

**可燃ごみ**

焼却施設で直接焼却できる廃棄物のこと。本市では、台所のごみ、紙くず、剪定枝、枯葉・草・花、皮革製品、食用油、布切れ、たばこの吸い殻、掃除機のごみなどが対象となる。

**環境基本法**

平成5年11月に施行された環境の保全について、基本理念と施策の基本となる事項を定める法律。国、地方公共団体、事業者及び国民の債務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進、環境基本計画や環境基準の策定等を規定している。



## 原単位

市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量や事業系ごみ 1 日当たりの排出量、集団回収ごみ 1 人 1 日当たりの排出量のこと。

人口の増減や人口規模に関わらず、ごみの排出量を比較することができるため、ごみの排出量の予想や他都市との比較時等に使用される。

## 小型家電リサイクル

平成 25 年 4 月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称 小型家電リサイクル法）」では、使用済小型電子機器の再資源化を促進することで、廃棄物の適正な処理と使用済小型電子機器に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の貴重な資源について、有効利用の確保を図るとされている。回収品目は宇治市の場合、国が指定している特定対象品目（携帯電話・PHS、電話機、パソコン、ラジオ等）を中心に 36 品目とし、かつ、回収箱の投入口（40 cm×20 cm）に入るものを対象としている。

## さ行

### 最終処分

廃棄物を埋立や海洋投棄などにより処分すること。最終処分場とは、一般的に廃棄物を埋立てる場所のこと。

### 産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物をいう。

### 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のこと。

### 資源ごみ

再資源化できる廃棄物のこと。本市では、缶、びん、紙パック、ペットボトル、プラマーク、段ボール・新聞・雑誌・古布、乾電池、剪定枝、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電、廃家電（義務外品）、廃パソコン（メーカー等不存在）が対象となる。

### 集団回収

ごみの減量や資源の有効活用を目的として、町内会・自治会、マンション等の管理組合、子ども会、育友会などが、家庭から出た新聞、雑誌、段ボール等の資源をグループで自主的に回収する活動のこと。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に再利用し、第三にどうしても利用できないものは適正に処分することにより実現される社会のことであり、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される。

### 焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称。

### 3R（スリーアール）

循環型社会形成のため廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。廃棄物の発生を抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の頭文字をとって3Rと呼んでいる。

#### た行

##### 中間処理

廃棄物の収集運搬と最終処分の際に、減量化、安定化のために行う破碎、脱水、焼却などの処理のこと。

##### 定点（ステーション）

ごみを排出する場所、ごみ集積所。宇治市においては、一定の戸数にひとつの定点を設定し、家庭から出されるごみを収集している。

##### 適正処理困難物

家庭から排出される廃棄物の中で、市の指定する施設で適正な処理が困難なもの。本市では、タイヤ、バイク、土砂、コンクリート、危険物及び処理困難物（農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ）、消火器、バッテリー、産業廃棄物、建築廃棄物（柱材・コンクリートがら等）等は収集できない。購入された店、専門の業者に問い合わせの上、適正に処理するように求めている。

##### 特定家庭用機器廃棄物

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられている。

#### は行

##### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の搬出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

##### PCリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律（通称 資源有効利用促進法）」に基づき、家庭用パソコンについてメーカーにリサイクルが義務付けられた。自作パソコンや撤退したメーカーのパソコンについては「一般財団法人パソコン3R推進協会」が回収・再資源化を行っている。

##### 不燃ごみ

燃えないまたは直接焼却できない廃棄物のこと。本市では、金属類、陶磁器類、プラスチック製品、ガラス、電球・蛍光灯、家具、電化製品、ふとん、座ぶとん、自転車、灰、ゴム、スポンジ、コンロ、ストーブ、傘、靴等が対象となる。

#### や行

##### 容器包装リサイクル

容器包装廃棄物（主にびん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装）の分別収集を促進することにより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進し、一般廃棄物の減量及び再生資源の有効理由を通じて資源循環型社会の

実現を図ること。平成7年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(通称 容器包装リサイクル法)」は容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するため、消費者、市町村、事業者の役割を明確に規定している。

## ら行

### リサイクル

再生利用。資源物として回収されたものを新たな製品の原料にすること。具体例としてはアルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古紙等の再生利用がある。

### リデュース

発生抑制、特にごみの量を減らすこと。過剰包装された商品等の購入を避けたり、小売店でのレジ袋を辞退することもリデュースに類する行動といえる。

### リユース

再使用のこと。使用されたものを回収し、必要に応じて洗浄等の処理を行った後、再使用すること。ビールびん、一升びんに代表される、リターナブルびんが代表的。